

第六編 産業・経済



喜入町は山が急にせまり、田や畑の平野部が少なく農家一戸あたりの耕地面積も狭く、零細農家が大部分です。また、海岸線は長いが外海に面していないので沿岸漁業の半農半漁の町です。

日本経済の高度成長に伴い、大都市への人口流出で第一次産業に就く人がどんどん減っていきました。

これではいけないということで、現在、地産地消運動を中心とした喜入の特産物づくりを模索しています。

昭和四十四年（一九六九）に日石喜入基地は操業を開始し、文字どおり喜入のシンボルとなっていました。企業誘致をはじめとする町づくり、町民の働く場の確保が課題となっています。

地元で働く場が少ない本町は、鹿児島市・指宿市・知覧町などへの通勤者が多くなり、ベッドタウンの町へと変わっています。

第一章 農 業

第一節 主食本位の農業

農業は喜入町民の重要な産業である。二千年來農業一点張りで生活を維持し、いかなる困難・辛苦にも耐え忍び、天災地変にも屈することなく、工夫努力し働き続けてきた。

喜入の農業形態の特色は、主食生産を第一義として行われた。そのため水利のよい迫は、ほとんど開田され、山腹の急傾斜には段段畑の開墾が要請されていた。こうした耕作地の拡張は、平坦地の少ない土地柄がもたらした主食本位への宿命でもあったのである。農民自身、米・麦・粟・甘藷など、主食とする作物を耕作することが、本職であるとした祖先伝来の意識が強く、明治の末期ごろまでこうした主食本位の農業が続けられてきた。村民の生活を保持する上に、最も大切な主食となる米・

麦・粟^{あむ}などの主食生産に、専念することは当然であり、また当時においては、極めて堅実な歩みでもあった。しかし自給自足の時代から、自由経済の時代になると、主食は常に安い価格に抑えられて、経済的に不利な事が多く、経済的困窮を招くようになった原因の一つとも言える。

こうした主食生産を主体として営まれてきた喜入の農業形態も自由経済への移行によって漸次その様相に変化をもたらしてきた。明治維新後における鹿児島県の県政は、県史の中に「明治十年以降明治二十三年マデヲモツテ更生鹿児島第一期トナス。第二期ハ明治二十三年以降明治末年迄トナス」とあり、その第一期について「明治十年前半ハ県政発達上一種ノ混乱期デ、十八年以後漸クコレヲ脱却スルニ至ツタトハイエ、真ノ伸展ガ約束サレルニハ猶^{なほ}数年ヲ経ナケレバナラナカツタ」と述べている。さらにこの時代の勸業行政のありかたを、鹿児島県勸業要覧によると「明治以降ノ本県ノ勸業行政ハ、明治十一年ヲ以テ創始トナス。明治時代ヲ三期ニ分ケルト第一期ハ明治十一年カラ同二十六年、第二期ハ同二十七年カラ同三十六年、第三期ハ同三十七年カラ明治末マデデ

アル」としている。
 明治中期ごろまでの本県の農政の発展過程の概要を列記すると次のとおりであるが、これはひいては本町の農業経営の推移とも大いに関連のあることである。

年 度	事 項
明治 元年	土地の私有制が認められ、拝領地および寺社地を除くほかは百姓の持地となる
〃 四年	土地の使用収益の自由が認められる
〃 五年	土地の自由売買が許される
〃 八年	養蚕、製茶の振興のため群馬および福岡県より指導者を招く
〃 九年	県に勸業課を新設
〃 一一年	勸業試験場設立
〃 一二年	地租改正に着手
〃 一三年	米価下落し、農村恐慌深まる
〃 一四年	地租改正完了。郡および一部の村に勸業委員を置く
〃 一五年	夏大豆が普及する
〃 一六年	各村に勸業を増設す
〃 一八年	蚕糸講習所設置。農村恐慌ようやく回復に向かう
〃 一九年	このころより各種の品評会が開催される
〃 二〇年	農業教授人が増員され、川内・鹿屋・川辺に派遣す
〃 二一年	種牡牛馬規則制定。田圃虫害予防規則制定

明治 二三年	明治 二四年	〃 二七年	〃 二八年	〃 二九年	〃 三〇年	〃 三一年	〃 三二年	〃 三三年		
レグホンなどの改良鶏が導入される	従来の各郡派遣の農業教授人を村に移す	鹿児島県農会規則制定・このころより米・麦種子の塩水選普及	県・郡・村の各級農会が設立される	鹿児島県簡易農学校設立・害虫駆除予防法が公布される	このころより短冊形苗代、稲正条植が奨励される	町村是奨励される。石灰肥料使用取締規則制定	村農会の下部組織として村単位の「農事作業組合」が生まる	煙草専売法公布・煙草耕作組合誕生	耕地整理法公布	県農事試験場設立。産業組合法公布。農事改良小組合誕生

県の施策に応じて、本町においては明治十二年（一八七九）二月より地租改正に着手し、翌十三年に完了したのをはじめ、同二十八年（一八九五）十一月には農業教授人を招用するなど農業経営の推進に努めた。
 明治三十二年（一八九九）に加納知事が本町を巡視したが「巡村私記」の中に喜入村巡視の様様を次のように記している。

「殖産ノ事業ハ共同農事作業法(明治三十年に施行された農事作業組合法のことであろう)ハ未ダ実施セズト雖從來ノ粳米・薩州号ハ農家ニ不利益ナルヲ以テ之ヲ禁止シ、病虫駆除ノ如キハ励行ノ結果反則者百九十一人ヲ出シ、違約金九十円ヲ農会ニ納入セシメタリ。又村内ノ一部石灰ヲ用フル非常ナリシヲ以テ、去年ヨリ断然禁止ノ約束ヲ実施セシモ、隣村谷山ニテ盛ンニ使用スル故苦情出デントスルニ當リ、県令ノ發布ヲ為センヲ以テ好都合ヲ得タリ」

と記されており、この知事の記事で明らかのように、薩州号のごとき悪質の品種は栽培が禁止され、品種改良に手をつけ、長年使用されていた石灰の使用も減少し、特に病虫害の防除に努力がなされ、その検査も厳重で、明治二十六年(一八九三)における検査においては一九一人もの違反者を出し、違約金九〇円を農会に納入させている。この違約金は一人当たり四七銭であるが当時初^も一俵が五円していることからするとそう軽い罰金ではない。

明治中期ごろまでの肥料としては堆肥^{たいひ}・厩肥^{きゅうひ}・石灰などやカシキが主なものであった。明治三十年(二八九七)ごろは磷酸肥料^{りんさん}といわれる化学肥料が使用され始めた。その後中国から大豆粕^{かす}が輸入された。この効果が認めら

れて、大豆粕の使用は急速に普及された。

石灰は喜入の主要産物で古くから広く使用されていたが、これの使用取締規則が、明治三十年(二八九七)に制定されたのでその後は使用量が減少した。

磷酸肥料として重要な骨粉は「ヤマダテ」と呼んでいて水田には使用せねばならぬ肥料で広く一般に使用されていた。

硫酸アンモニヤの使用は大正時代末期からである。このように漸次金肥(化学肥料)の使用量が多くなってきた。

最近では、有機農産物認証制度に基づき、減農薬・減化学肥料栽培による「健康でおいしい農産物づくり」に努めている。町でも農畜産物の生産性向上と安全・安心な作目づくりをはかるため「堆きゅう肥」を活用し生産農家の経営安定に寄与するために農業協同組合を事業主体として「喜入堆肥センター」を設置した。

農具についても逐次改められ「コハシ」から竹管・金管・センバへと進んできた。稲や麦の脱穀にはセンバが用いられていたが、昭和初期に足踏み脱穀機が使用されて能率の高い事から、急速に普及した。さらに昭和二十

七年（一九五二）ごろからは動力脱穀機があちこちに使用されるようになった。一般農家は購入者は少なく賃脱穀に依存していた。このほか脱穀用として「メグイボウ」があった。主として大豆・麦の脱穀に用いられていた。選別機として、大正前期まで箕を用いていた。箕での作業は婦女子の作業としては過重な労働であった。中期に唐箕が用いられて能率が上がり選別が便利となった。現在は作付けから収穫まであらゆる面で農業用機械が開発され、広く農家に普及している。下表のように農業用機械所有数も増加し、効率化が進んでいる反面、機械代の支払いに苦勞している面もある。

鍬は柄鍬が用いられていたが明治末期には越中鍬が流行した。耕運機が導入されたのは昭和二十九年（一九五四）ごろからである。

第二節 農業形態の変遷

一 農家戸数の減少

本町の農林統計の資料によって農家戸数の動態をみる

農機具所有台数（昭和27年度）

	総 数	規 模					
		3反以下	3～5反	5～7反	7～1町	1～1.5町	1.5町以上
動力作業用							
脱穀機	55	1	4	9	16	18	7
麦摺機	2		1				1
粉摺機	5		1	1	1	1	1
揚水機	1			1			
その他の農機具							
改良犁	267	6	48	75	99	34	5
在来犁	1,497	87	344	423	419	192	32
中耕除草機	1,825	267	774	651	724	354	55
製繩機	250	21	45	48	86	42	8
製筵機	70	4	12	13	24	13	4
足踏み脱穀機	2,005	323	664	462	396	142	18
唐馬車	1,551	191	440	411	351	139	19
牛車	49	3	8	10	12	14	2
リヤカー	740	107	213	178	164	70	8
噴霧器	1,115	72	243	299	326	154	21
撒粉機	24	7	47	59	68	48	12

農業機械所有状況（個人所有）

農業センサス（2000年）

年次	動力耕運機・農用トラクター		動力防除機（兼用機を除く）		乗用型スピードスター	動力田植機	バインダー	コンバイン	米麦用乾燥機			
	実農家数	台数	乗用型									
			15馬力未満	15～30馬力以上								
昭和60年	920	1,003	821	140	42	—	550	2	404	494	51	11
平成2年	868	1,023	732	190	97	4	557	2	434	523	66	6
7年	482	667	433	99	128	7	426	3	332	351	69	19
12年	356	527	286	81	148	12	243	1	246	246	76	25

と次のとおりである。

農家戸数の変遷

年 度	専 業	兼 業	合 計
明治17			1,801
29	1,529	389	1,918
33	1,550	450	2,000
40	1,820	164	1,984
44	1,820	165	1,985
大正元年	1,821	165	1,986
5	1,925	204	2,129
9	1,770	120	1,890
14	2,073	190	2,263
昭和4	2,249	144	2,393
9	2,460	185	2,645
11	2,418	123	2,541
25	1,911	1,012	2,963
31	1,635	1,178	2,813
35	1,408	1,453	2,861
40	1,046	1,502	2,548
45	643	1,704	2,347
50	254	1,832	2,086
55	494	1,472	1,966
60	576	1,086	1,662
平成2	398	820	1,218
7	357	629	986
12	141	254	785

※ 2000年農林業センサスより販売農家、自給的農家の分類となり、専業・兼業の農家数は販売農家のみの分類。農家総数785戸(販売農家385・自給的農家390)

明治年間における兼業は主として漁業・林業で、一部に日雇いとして働く者もあった。明治三十一年(一八九九)の漁業戸数調査によると総漁家戸数一六九戸の内専業戸数はわずかに二二戸であつて一四七戸は農作業の余暇を利用して漁業に従事していた。そのほかに日雇いや、職工として働いていた。

日雇い賃金は左官・石工が高給で四三銭、木挽こびき・大工

が二八銭でこれに次いでいるが、農業賃金は男子二五銭、女子二〇銭となつてゐる。当時の農産物の価額は、米価は籾上米おみで二石一二円五〇銭、小麦四円五〇銭、裸麦五円五〇銭、小麦六円、大豆七円五〇銭ぐらいであつた。

明治末期ごろから兼業農家は漸次減少し、わずかではあるが昭和九年(一九三四)までは専業農家が増加するようになったが、専業農家の減少は昭和十一年(一九三六)日中戦争前から現在(平成十二年)まで続いている。戦後は復員者や海外からの引揚者によつて一時は農家人口の急激な増加となり、昭和二十五年(一九五〇)年には二、九六三戸の農家戸数となつた。しかし経営規模の小さい喜入の農業は必然的に兼業農家の増大を余儀なくされ、昭和三十年(一九五五)ごろから都市の中小企業部門への出稼ぎが多くなり、特に青少年の流出が目立ってきた。

農家戸数も年々減少し、専業農家は農家全体の五分の一で、兼業農家も年々減少している。

農業就業人口では平成十二年(二〇〇〇)度では社会の情勢で若年・壮年層は(十六歳から五十九歳まで)二四パーセント、六十歳から六十九歳まで三八パーセント、

七十歳以上が三八パーセントである。若年層の減少と高齢化が目立つ。

次に農耕地についてみると、明治二十九年（二八九六）には水田四四六町七反（四四二・二ヘクタール）、畑一、二九五町五反（一、二八三ヘクタール）で、農家一戸当たり九反（八九アール）余を耕作していた。同四十年（一九〇七）には水田四六九町（四六四ヘクタール）、畑一、〇九〇町（一、〇七九ヘクタール）になり、一戸当たり七反七畝（七六・ニアール）となった。さらに一〇年後の大正五年（一九一六）には水田五〇一町（四九六ヘクタール）、畑一、〇二町七反（一、〇〇二ヘクタール）となり一戸当たり七反一畝（七〇・ニアール）となり、昭和七年（一九三二）になると、水田五六六町一反（五六〇ヘクタール）、畑八八三町八反（八七四ヘクタール）で、一戸当たり五反六畝（五五・五アール）となり経営規模は減少の一途をたどった。

戦後になると、復員や海外からの引揚者によって急激な人口増となり経営規模は下表に示すようにさらに小さくなった。

昭和二十四年（一九四九）度と平成十二年（二〇〇〇）

地区別耕作面積調

昭和24年度(1949)

地区名	農家数	田 _a	畑 _a	計 _a	一戸平均		
					田 _a	畑 _a	計 _a
瀬々串	507	2,854	12,514	15,368	5.6	24.7	30.3
中名	472	11,108	10,761	21,869	23.5	22.8	46.3
喜入	691	11,999	13,177	25,176	17.4	19.1	36.5
一倉	162	2,871	5,415	8,286	17.7	33.4	51.1
前之浜	663	13,147	13,019	26,166	19.8	19.6	39.4
生見	583	6,633	13,533	20,166	11.4	23.2	34.6
昭24年計	3,078	48,612	68,419	117,031	15.8	22.2	38.0

地区別耕作面積調

平成12年度(2000年農林業センサス)

地区名	農家数	田 _a	畑 _a	計 _a	一戸平均		
					田 _a	畑 _a	計 _a
瀬々串	73	322	3,159	3,481	4.4	43.3	47.7
中名	183	3,706	5,513	9,219	20.3	30.1	50.4
喜入	164	3,790	3,870	7,660	23.1	23.6	46.7
一倉	76	1,467	2,236	3,703	19.3	29.4	48.7
前之浜	176	3,488	3,814	7,302	19.8	21.7	41.5
生見	113	2,753	1,151	3,904	24.4	10.2	34.5
平12年計	785	15,526	19,743	35,269	19.77	25.15	44.92

※ 畑の中に樹園地5,737aも含まれる。

第一章 農 業

農産物の生産額

平成元年度 (1989)

作 物	作付面積	生産量	生産額
水 稲	238	1,040	305,830
陸 稲	10	22	5,775
麦 類	32	77.5	12,625
原料用かんしょ	121	3,237	107,241
雑 穀	25	35.4	8,645
茶	22	62	49,600
た ば こ	6.5	18.8	39,551
な た ね	12	21	4,447
落 花 生	1	1.5	600
馬 鈴 薯	18	246	18,180
大 根	20	500	22,500
人 参	1	20	1,000
青果用かんしょ	5	75	11,250
里 芋	12	124	18,600
ら っ き ょ う	15	225	47,250
キ ャ ベ ツ	5	125	3,750
レ タ ス	8	144	18,558
す い か	5	150	15,000
ブ ロ ッ コ リ ー			
ト ウ ガ ン			
花 (鉢物)			
キ ン カ ン			
実 エ ン ド ウ	5	44	24,960
オ ラ ン ダ	3	24	10,080
ソ ラ マ メ	2	20	9,000
ス イ ト コ ー ン	31	248	66,224
か ぼ ち ゃ	16	165	28,455
枝 豆	1	10	1,000
花 (路地)	1.5	3,000千本	10,060
花 (施設)	0.1	6千本	450
花 木	9	306	22,795
早 生 温 州	34	612	98,532
普 通 温 州	3	48	4,800
ポ ン カ ン	10	90	23,940
タ ン カ ン	9	72	12,960

参考資料 喜入町役場経済課

単位：ha、トン、千円

二 作目の変遷

度の比較をすれば、田は三万三、一〇〇アールの減、畑は四万八、七〇〇アールの減である。一戸平均では昭和二十四年度は田一六アール、平成十二年度では田一九ア

ールである。農家戸数の減少と専業農家の経営規模がやや拡大していることがわかる。畑は二四アールに対して二六アールで同じ理由である。

農産物の生産額 平成13年度(2001)

作物	作付面積	生産量	生産額
水 稲	186	848	214,700
陸 稲	1	2	500
麦 類	1	2	300
原料用かんしょ	30	936	43,900
雑 穀	8	12	2,700
茶	20	65	15,600
た ば こ	8	22	45,000
な た ね	1	3	1,000
落 花 生	1	1	300
馬 鈴 薯	8	89	8,000
大 根	16	653	34,900
人 参	3	90	8,500
青果用かんしょ	4	84	15,100
里 芋	8	76	12,200
ら っ き よ う	3	24	3,500
キ ャ ベ ツ	5	145	9,000
レ タ ス	16	318	38,800
す い か	2	60	8,300
ブロッコリー	4	52	8,000
ト ウ ガ ン	5	250	16,500
花 (鉢物)	1.8	28千鉢	32,000
キ ン カ ン	18	216	41,900
ピ ー マ ン	1	25	8,700
ナ ス	3	117	15,900
実 エ ン ド ウ	2	16	6,800
オ ラ ン ダ	1	5	1,900
ソ ラ マ メ	3	36	12,900
スイトコーン	12	132	23,400
か ぼ ち ゃ	23	275	46,000
枝 豆	2	12	2,000
花 (露地)	15.1	919千本	47,000
花 (施設)	0.3	25千本	6,000
花 木	7	84千本	10,500
早 生 温 州	32	630	66,200
普 通 温 州	3	60	3,600
ポ ン カ ン	7	112	12,300
タ ン カ ン	7	91	14,800

参考資料 喜入町役場経済課 単位：ha、トン、千円

水稲本田正条植の変遷を示すと表のとおりである。

① 水稲本田両繩正条植歩合

明治三十年	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十六年	明治三十七年
二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	四〇%

② 水稲本田片繩正条植歩合

明治三十年	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十六年	明治三十七年
七〇%	八〇%	八〇%	九五%	九五%	一〇〇%

水稲は、明治中期ごろまで直播じかまきが主で、苗にしての植え付けは乾田の一部に限られ、しかも田植繩を用いず、目算で植え、苗十本ぐらいを一株として植え込んでいた。

明治二十五年（一八九二）ごろになると、県や村役場からの奨励で苗代作りが始まり、苗植えが普及して田植繩を用いて正条植えが行われるようになった。正条植えには、両繩植えと片繩植えの両方があったが、両繩植えは平坦地ひいたたで割合に整形の整った水田に普及し、片繩植えはその他で行われた。

明治三十七年（一九〇四）八月九日、喜入村役場から郡役所あてに報告された正条植えの報告書によると前頁のようになっている。

すなわち明治三十年（一八九七）には両繩正条植え可能な面積に対し二五パーセントが普及されており、同三十七年（一九〇四）には四〇パーセントとなり、残りの六〇パーセントは両繩正条植え可能な所でも片繩正条植えが行われている。正条植えの効果が認められ、明治三十七年ごろには村内の水稲は両繩正条植えか、片繩正条植えで全部の水田が植え付けられ従来からの見当植えは姿を消している。

片繩植えは現在も行われているが、最近では田植機による田植えが普及していて手植えは見られない現状であり、田植えから収穫まで機械化されているのが現状である。

栽培品種としては在来種の喜入万石・白笹・奉行などが主に栽培されていたが、明治末期になると薩摩・白玉・神力・加治木坊主などの改良品種が導入され、さらに昭和七年（一九三二）ごろには旭・三井神力・曲玉・鹿光一号などの品種を栽培した。村農会が中心となり、採種圃を設置して普及に努めた。中でも旭は質が良く、収穫も多いといわれて、作付面積の過半数を占めるようになった。終戦後は農林一八号・旭・瑞豊・西海などが奨励されていたが、現在はコシヒカリがほとんどである。早期米としてコシヒカリ、普通期米としてヒノヒカリが作られている。

県は防災営農の一環として水稲の早期栽培を提唱し県下いたる所に普及した。本町では昭和三十二年（一九五七）に一倉地区に試作田を設けて試作したが、病虫害の発生と、冷害によって結果は思わしくなかった。同三十三年（一九五八）鈴・田貫・中名など、海岸線沿いの塩

対策名	年度	喜入町		
		目標面積	実施面積	達成率
稲作転換対策	昭和46年度	254	383	150.7
	昭和47年度	280	441	157.5
	昭和48年度	300	463	154.3
	昭和49年度	255	259	101.4
	昭和50年度	257	263	102.3
水田総合利用対策	昭和51年度	29.0	20.1	69.4
	昭和52年度	20.0	17.1	85.4
水田利用再編対策(第1期)	昭和53年度	42.0	52.0	123.8
	昭和54年度	42.0	63.1	150.1
水田利用再編対策(第2期)	昭和55年度	63.0	77.3	122.7
	昭和56年度	76.0	81.4	107.1
	昭和57年度	76.0	84.2	110.8
水田利用再編対策(第3期)	昭和58年度	72.0	72.7	100.9
	昭和59年度	72.0	76.7	106.6
	昭和60年度	72.0	78.6	109.1
水田農業確立対策(前期)	昭和61年度	72.0	82.1	114.1
	昭和62年度	98.0	102.2	104.3
	昭和63年度	98.0	105.0	107.1
水田農業確立対策(後期)	平成元年度	98.0	103.1	105.1
	平成2年度	103.0	113.4	110.1
	平成3年度	103.0	115.1	111.7
水田営農活性化対策	平成4年度	86.0	112.1	130.3
	平成5年度	95.0	106.3	111.9
	平成6年度	95.0	98.6	103.8
新生産調整推進策	平成7年度	95.0	102.5	107.8
	平成8年度	84.1	85.6	101.7
	平成9年度	86.6	89.1	102.8
緊急生産調整推進策	平成10年度	131.0	133.0	101.5
	平成11年度	131.0	133.3	101.8
	平成12年度	131.0	137.0	104.5
水田農業経営確立対策	平成13年度	129.5	133.5	103.1
	平成14年度	129.5	135.2	104.4
	平成15年度	135.2		

資料 指宿農林事務所

(単位: ha、%)

害常襲地帯で良結果を得たので、同三十四年(一九五九)に四二ヘクタール・三十五年(一九六〇)に六五ヘクタール・三十七年(一九六二)には七五ヘクタールの植え付けがなされている。平成十三年(二〇〇一)水田面積の二分の一近くの一〇〇ヘクタールで早期栽培がなされている。

○ 稲作の減反政策

(1) 減反政策の必要性

私たちの主食であり、唯一の自給農作物である米につ

いては、その主食性、稲作の基幹性から米の需給と価格の安定を図るため、国による減反政策(「転作(生産調整)」が実施されている。

本町においても、国が米の全体需給を踏まえて配分する面積による生産調整が三〇年以上にわたり実施され、現在では、町の水田面積の約四四・パーセントが取り組まれている。

(2) 減反政策の経緯と実施(左の表を参照)

陸稲は「オカボ」と言われて古くから栽培されてきた。

主として水田のない農家または耕作田少なく飯米に不足する農家で栽培されていた。大正末期から終戦直前までは、夏作物の二〇パーセントないし三〇パーセントは陸稲が作付けされ、中でも瀬々串地区は水田が少ないこともあつて栽培面積が多かつた。

しかし食糧事情の好転と、食生活の変化によつて、昭和二十五年（一九五〇）ごろから栽培面積は減少し、現在ではわずか一ヘクタールにすぎない。

陸稲の早期栽培も昭和三十二年（一九五七）から始まり、栽培技術が簡単であつたのでその普及は早かつた。同三十四年（一九五九）には総作付面積九一ヘクタールの内の早期栽培面積は七五ヘクタールに達した。現在は皆無である。

麦類は冬作物の主作物で明治中期までは、大麦を主としていたが、次第に裸麦・小麦へと変わった。特に昭和初期からは小麦の栽培に移行している。現在は一ヘクタールにすぎない。

甘藷（さつまいも）は備荒作物として藩政時代から栽培され、主として食糧に供給されてきた。明治十五年（一八八二）の生産量は次のようであつた。

甘藷（さつまいも） 明治十五（一八八二）年各地区別生産量（kg）

瀬々串村	中名村	前之浜村	生見村	村合計
二九五九七	四七、三三〇	三七九八〇	二四、二〇八	三六九六五

明治中期までは一五〇ないし二〇〇ヘクタールが、栽培されていた。その後、だんだん作付面積は増加し、大正初期には四五〇ヘクタールにも達した。昭和十二年（一九三七）に日華事変が勃発した。このころ、アルコール専売法が実施された。同十四年（一九三九）に甘藷は統制品となり、自由販売が禁止となつた。政府はアルコール原料作物として、品種改良に力をそそぎ、鹿児島、千葉に甘藷試験場を設置したほか、指宿、千葉、岩手、沖縄に育種試験場を置き、画期的な増収品種として、農林一号、二号、三号、四号の奨励品種を誕生させた。これらの品種は急速に普及したが、同二十四年（一九四九）に至り供出完了後の自由販売が認められ、翌二十五年（一九五〇）に統制が撤廃された。

明治年間に喜入地方で栽培されていた甘藷は、ハチリハン・テンコライモなどであつたが、明治末期からゲンチ・赤・潮州など、昭和初期には七福が栽培された。七福は食用に適する品種として、明治三十一年（一八

九八)、アメリカ合衆国から伝わり、昭和三年(一九二八)に鹿児島県の奨励品種として県下に普及されたものである。

昭和二十六年(一九五二)、朝鮮動乱の特需により、甘藷澱粉でんぷんの価額が暴騰し、澱粉ブームを呼んだ。しかし同三十八年(一九六三)、外国澱粉の輸入が開始されたため澱粉価額が下落して、澱粉業界は不況に落ち入り廃業する業者が多くなった。この中において喜入農協では、昭和三十八年(一九六三)に澱粉工場を旧麓もとしもとに設立し、甘藷栽培農家の経営安定を図るため操業を始めた。

ところが公害防止条例が出され、他に用地や施設に一億円以上かかることで、昭和五十七年(一九八二)に廃止された。

しかし、環境問題・外国産澱粉の輸入・他作物への転換が進み原料集荷が難しくなってきたので「JAIいぶすき」の穎娃町青戸澱粉工場だけで操業している。外国産の澱粉輸入が無くなった時を考え、貯蔵しておく必要があるため当分現状の生産は続くことになる。

課題としては澱粉原料専用品種の導入が必要であるため、「コナホマレ」の普及と反収増確保に向けたマルチ

(喜入町)

甘藷澱粉すりこみ表

項目	昭和40	昭和53	平成12	平成13
すり込み数量 kg	3,261,240	3,338,475	625,293	627,023
生甘基準価格(1俵)円	399	1,195	1,192	1,192
製品販売額 千円	37,226	139,320	19,866,285	19,921,256

栽培の普及に努めている。

最近における取り扱い実績は上のおりである。ほか、焼酎原料(コガネセンガンなど)や青果用、特に本町のカリビアン原料として栽培されている。

粟あわ作は藩政時代から主食として一般に栽培され、特に水田の少ない瀬々串地区では夏作物の主体をなしていたが昭和三十五年(一九六〇)ごろからその作付面積は急に減少し、現在ではほとんど栽培されていない。これは経済成長による食糧事情の好転によるものである。

甘蔗かんしょ(さとうきび)が喜入に栽培されたのはいつごろであるか確かな記録は発見されていない。

大島での甘蔗栽培は慶長年間に中国福建省から苗幹を輸入して移植されたと伝えられ、文政十二年(一八二九)に指宿・穎娃地方に苗を植え製糖を江戸島津藩邸に送り、試食に供せられている。

第一章 農 業

農第14号

砂糖 明治31年分

製造戸数	搾車数		白下	赤砂糖	白砂糖	量目	桶数	1貫当価額	糖蜜
	水車	牛車							
1	ナシ	1	ナシ	ナシ	ナシ	220貫	11個	267厘	ナシ

右及報告候也

明治32年2月16日

揖宿郡喜入村村長 安 樂 兼 則

揖宿郡長 竹 下 盛 隆 殿

明治十六年（一八八三）の記録によると喜入村で四、五〇〇斤の砂糖が製造されているが、これは自家製の黒砂糖である。明治二十五年（一八九二）、浜島僱彦が牛車を利用して甘蔗搾汁で製糖を始め、十数年間黒砂糖製造をしていたが、明治四十一年（一九〇八）に工場は閉鎖された。明治三十一年（一八九八）二月十六日付村役場から揖宿郡役所に報告された書類に上のように示されている。

桑は藩政時代には禁伐木として、その植栽を勧めて養蚕の奨励に努めてきたようである。喜入では古い記録はないが、明治八年（一八七五）、県が養蚕振興を企図し群馬県・福岡県などから養蚕教師を招へいして指導

繭生産量

明治39年(1906)

	春 蚕			夏 蚕			晩 秋 蚕		
	数量	価額	単価	数量	価額	単価	数量	価額	単価
繭	23石	1,035円	45円	35升	140円	40円	50升	15円	30円
玉繭	1	20ヶ	20ヶ	3ヶ	10ヶ	32ヶ	5ヶ	8ヶ	15ヶ
屑繭	1	15ヶ	15ヶ	2ヶ	3ヶ	15ヶ	2ヶ	3ヶ	12ヶ

にあたらせた。これから県下いたる所で振興気運は高まっていた。喜入も例にもれず麓地区を中心として明治の中期には五〇アール前後の桑園反別となり、同二十九年（一八九六）には蚕糸業組合が一〇九戸の戸数で組織された。これによって、同三十一年（一九〇八）には春蚕の収繭量しゅうけん三六石（六四八〇リットル）をあげた。

明治三十九年（一九〇六）の生産量は上の表のとおりである。

大正末期から昭和初期には急激な桑園増植となり、養蚕戸数も一九八戸に増加し、桑園面積も三六ヘクタールとなった。一時盛況になった養蚕も、昭和十八年（一九四三）から太平洋戦争がはげしくなり、政府は蚕糸業の統制政策をとったため、養蚕を廃止する農家が多くなり、同二十五年（一九五〇）には、湊田・仮屋崎集落の一部でわず

昭和53年度実績

蚕 期	飼育戸数	掃立数	収繭量	金 額
春 1 回 蚕	41戸	57箱	1,947K	4,552,000円
春 2 回 蚕	15々	20々	725々	1,644,000々
夏 蚕	11々	15々	440々	1,037,400々
初 秋 蚕	35々	43々	1,488々	3,460,000々
晚 秋	38々	50々	1,839々	4,104,200々
晚 々 秋	17々	17々	430々	933,200々
合 計	実戸数(41)	200々	6,869々	15,730,800々

かに三ヘクタールという微々たるものになった。しかし同三十五年（一九六〇）ごろからわずかながら栽培面積が増加し、桑園面積一〇ヘクタール、養蚕戸数四二戸であったが現在は一戸もない。

特用作物として**木綿・大麻**が栽培されていたが、明治三十年（一八九七）ごろになると、これらの栽培はほとんど姿をけしてしまった。昭和七・八年ごろには繊維作物として、ラミー・マオランが栽培されたが、これらも一時的な現象であった。

葉煙草の専売制度が実施されたのは明治三十一年（一八九八）であるが、それ以前は自由な耕作が認められてい

た。しかしながらある程度の規正が加えられていたことは、次の煙草作付御届書によって知ることができる。

煙草作付御届書

給黎郡瀬々串村八拾四番地

浜崎小四郎

給黎郡瀬々串村

字横頭 八拾五番地

一、畑反別三畝九歩

乾上葉 凡拾三貫目

但丸葉 此株数千五百十本

右ハ明治十九年煙草作付収穫見積前書之通御座候

此段御届申上候也

右 浜崎小四郎 ㊦

明治十九年二月

給黎郡瀬々串村戸長

松崎十兵衛殿

煙草作付御届書

給黎郡瀬々串村二百三番地

追立善八

給黎郡瀬々串村

字松ヶ柵 四千五百五拾三番地

一、畑 反別老反六畝拾壹歩

第一章 農 業

たばこ耕作状況調べ

年	耕作人員	黄色種	在来種
昭和25年		446 a	11,276 a
28	908	889	6,257
35	673	2,317	5,069
39	274	1,792	2,218
47		2,376	
53		1,287	
平成元年	11	652	
3	10	647	
6	10	809	
9	8	792	
10	8	683	
11	8	721	
12	8	754	
13	8	758	

れ、反当たり収量は四〇ないし六〇貫前後（二五〇キログラムから二二五キログラム）であつたろと思われ

この二種の届書で判明するように、反当（九・九アール）植付本数については、きびしい制度はなく反当たり三、〇〇〇ないし三、三〇〇本ぐらいの植え付けがなされ、

明治十九年二月
給黎郡瀬々串村戸長
松崎十兵衛殿

右 追 立 善 八^⑧

乾上葉 九拾八貫目
但丸葉 此株数五千本
右ハ明治十九年煙草作付並收穫見積前書之通御座候
此段御届申上候也

る。このころの栽培面積は不明であるが、明治三十年（一八九七）には九二町一反歩（九一・三三ヘクタール）の面積となつている。
明治三十一年（一八九八）に専売制度が施行され、葉煙草の自由取引は禁止されたが「キザミ煙草」としての賃切りが行われていた。
明治三十七年（一九〇四）には一三七町歩（一三五・八ヘクタール）の栽培面積となり、刻煙草きざみの製造戸数は一戸あり、製造刻煙草は台湾・筑後・長崎本面に移出されてゐる。
これより前、明治二十五年（一八九二）、県では煙草貯蓄組合設立を奨励した。喜入では同二十九年（一八九六）に村内を一円として貯蓄組合が設立された。明治四十四年（一九一一）一月十一日付で喜入村長から揖宿郡長に報告した資料によると、次のように記されている。

「親第二号」

御照会ニ依リ左記ノ通り調査イタシ候條

此段及回報候也

明治四十四年一月十一日

喜入村長

揖宿郡長殿

記

一、煙草貯蓄組合 明治二十九年十月ノ創立ニシテ

現今貯蓄金額壹万三千五百円

此人員千七百四拾名

「備考」

規約トシテ成文ノ規約書アラザリシモ、村内ヲ一組合

トシテ組合長一人ヲ置キ、其下ヲ二十五ノ小組合ニ分
ケ各組合毎ニ一名ノ組長ヲ置キ統轄シ居レリ

これまで指宿葉が栽培されていたが、昭和六年（一九

三二）に黄色種が試作されて以来、黄色種と指宿葉の二種が栽培されるようになった。嗜好の自由から需要の度

が変わり、指宿葉の需要が減少し黄色種への転換をせまられて黄色種へと転換した。現在は黄色種のみである。

柑橘類は古くから文旦や橙などの雑柑類が屋敷の隅に植えられていたが、果樹園として栽培がなされたのは温州蜜柑であった。

村農会の奨励で明治四十年（一九〇七）ごろから町内のあちこちに盛んとなったがこれは長続きせずだんだんその影をひそめていった。そのため大正末期にはほとんど果樹園としては見るべきものは残存していなかった。

昭和の初期に振興対策委員会が組織されて、再び柑橘栽培が奨励されて、園芸技手として岩元技手が招へいされた。昭和六年（一九三一）には五〇ヘクタールの栽培面積となり、同十二年（一九三七）には一一〇ヘクタールに増加し、県下でも有数の柑橘産地となった。しかし不幸にも太平洋戦争が起こり、戦時中の肥料欠乏、労働力の不足から肥培管理が粗悪となり荒廢の一途をたどつて昭和二十三年（一九四八）にはわずか二三ヘクタールの面積となった。

昭和二十三年（一九四八）、喜入村果樹振興会を結成し初代会長に北金之助が選ばれ、それ以後は年々増反されていった。当初は普通温州を主体として植栽を奨励したが、昭和二十八年（一九五三）ごろから早生温州を導入して、七対三の割合で奨励された。

昭和三十八年（一九六三）には一〇五ヘクタールの面積となり、六四〇トンの生産量が見られた。その期間にタンカン・ボンカンの栽培も一部に導入されていった。平成十三年度（二〇〇二）では、早生温州三二ヘクタール六三〇トン・普通温州三ヘクタール六〇トン・ボンカン七ヘクタール一一二トン・タンカン七ヘクタール九一

トンを生産している。

本町の奨励作物は極早生温州、ボンカン、タンカン、キンカンである。

野菜の奨励作物はスイートコーン、カボチャ、レタス、さつまいもである。また、オクラ、実エンドウ、ソラマメも今後が期待される。

ハウス施設ではコマツナ・オクラなどが栽培されている。

花き花木は黄金クジャクヒバ、夏ギクを重点作物にしている。ハウス施設で観葉植物、ユリを栽培している。

二 畜産の変遷

馬は運搬・耕運用の一種の農具として農家では貴重なものであった。本町の耕地は不整形で、しかも段々畑が多く機械耕運に不便であるとともに農道の整備が不完全であったために、長い間機械農具の導入がはばまれ馬による農耕に依存していた。

明治二十九年（一八九六）における農家戸数は一、九一八戸であるので七八パーセントの農家が馬を農耕用として飼育していた。明治三十二年（二八九九）に小松山

馬の飼育頭数の変遷

年 度	明治29	明治36	明治41	大正元年	大正12	昭和 6	昭和26
頭 数	1,512	1,093	1,110	1,011	1,055	972	1,140
年 度	昭和30	昭和38	昭和45	昭和52	平成 7	平成10	平成13
頭 数	976	592	230	53	24	17	16

で馬のセリ市が開かれて九八頭が競売に出されているが平均価額は雌で一円六〇銭・雄で一円二六銭七厘となっている。同年の農作業の日雇い日給は男二〇銭・女一五銭であった。

昭和二十六年（一九五一）ごろから喜入村産業経済振興五カ年計画に基づいて農道が拡張され整備され始めた。これと相まって動力耕運機・農作業用自動車も普及したために馬の飼育頭数が漸次減少の傾向が強くなってきた。現在は趣味と肉用のみである。

和牛は専ら肉用牛として飼育され、農耕用に使用するのはわずかであった。しかもその飼育形態は一頭飼いの零細飼育が大部分をなしていたが、近年一頭飼育の形は全くみられず、多頭飼育の畜産農家は平成十三年（二〇〇一）では、わずか一五戸のみである。

乳牛が喜入に導入されたのは明治二十

最近の動向（乳牛）

3戸未満はX

年 度	昭和40	昭和51	昭和53	平成12	平成13
戸 数	331	62	76	X	X
頭 数	458	196	210	67	61

最近の動向（豚）

3戸未満はX

年 度	平成元年	平成10	平成11	平成12	平成13
戸 数	13	X	X	X	X
頭 数	4,040	3,700	3,545	3,795	3,673

五年（一八九二）ごろであるが、これは岩田精嘉が牛乳を市販するため搾乳牛二頭を導入したものである。

農家が乳牛飼育を始めたのは、大正四年（一九一五）ごろからで、このころは子牛や搾乳あがりの牛を育成し、妊娠牛として鹿児島島の搾乳業者に売却する飼育や、搾乳あがりの牛を妊娠牛とする飼育料契約飼育であった。このような飼育形態がしばらく続いていたが、昭和十六年（一九四一）に瀬々串の前畑正雄・前畑貞吉・今吉友吉・浜崎市郎・今村静二・今吉定吉・村中栄蔵・追立幸之助・今吉英吉・前畑三之助・今吉進・前畑新太郎・今吉盛吉・村中茂

一の一四名が酪農組合を結成し、北海道から一二頭の優良牛を購入し、搾乳するようになり、森永乳業に出荷し始めた。これが本町での農家の乳牛飼育の始まりである。

その後町内の全域に飼育されるようになり、昭和二十六年（一九五二）には三九三戸で四〇〇頭が飼育され、昭和三十六年（一九六一）には五〇九頭、三十八年（一九六三）には七五六頭と増加していった。

しかし昭和四十年（一九六五）ころから酪農家が減少し飼育頭数も漸減している。

豚は、いつごろから本町で飼育されたか正確なことはつきりしていないが明治三十一年（一八九八）に内国種（在来種）三〇頭飼育されている。

明治四十二年（一九〇九）には二三〇頭に増加したが、その後は横ばいの状態が続き、昭和七年（一九三二）にも二一八頭が飼育されている。昭和十五年（一九四〇）ごろから減少の一途をたどり、同十九年（一九四四）ごろにはほとんどその姿を消してしまった。しかし終戦後再び飼育され、同二十六年（一九五二）には二四三戸の農家で二九〇頭を飼育した。その後逐次飼育農家の増加に従い頭数も増加してきたが、経営規模は一頭飼いの零

細なものが多かった。現在は、飼育農家は一戸もなく商社系による多頭飼育が一社あるだけである。平成十三年（二〇〇二）では三、七〇〇頭である。

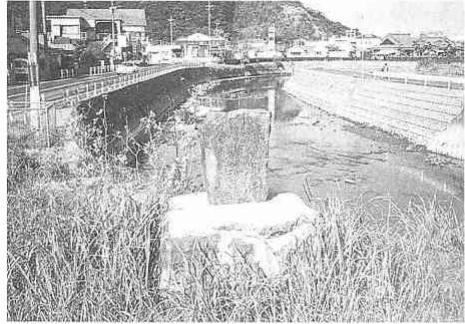
第三節 耕地整理

国は明治三十二年（一八九九）三月に耕地整理法を制定した。鹿児島県では、同三十五年（一九〇二）二月に排水耕地整理奨励規則を定め、農工銀行の代理貸付や日本勧業銀行の年賦貸付制度を設けて、これが奨励を推進することとした。同三十九年（一九〇六）十月には耕地整理土地改良奨励規定を制定して、県下を六大区に分けて基本調査を実施し、同年中に一、二〇〇町歩（一、一九〇ヘクタール）ぐらいの耕地整理が、実施されている。県は毎年二、〇〇〇町歩（一、九八三ヘクタール）の排水耕地整理を計画し、経費の三分の二を国庫の補助とすることにした。この事務は所管事務の事務手続きが面倒であった。そこで明治四十二年（一九〇九）に至り、政府は耕地整理法を全面的に改正して、手続きを簡素化するとともに、国庫補助のほか大蔵省金融資金の融通措

置をも講じた。県は国の施策に応じて従来、県農会に委任していた排水耕地整理事業を県に移管し、同年十一月に耕地整理土地改良奨励規則を改定して、翌四十三年（一九一〇）から施行することにした。この耕地整理事業の目的は湿田を乾田にすることを第一義として、さらに不規則な畦畔を直線的にし、用水路・排水路を整備することであった。喜入の水田は大部分は湿田で形状も極めて不規則であったので、当局は熱心に耕地整理の必要性を力説してきた。一部農民の間には耕地整理の理解がうすく、反対する者もあったが、明治四十二年（一九〇九）の規則改定により、事務的に簡素化されたこともあって、急激に気運が耕地整理へと変わり反対する者はなくなった。

1 八幡川流域の耕地整理

八幡川流域に広がる水田は町内で最も広い面積の地域であり、給黎院^{きいれい}四十町時代からの古田である。耕地整理の実施にあたり明治四十三年（一九一〇）二月十二日、地主総会を開き、中名・前之浜耕地整理組合が設立され、組合長に志々目栄四郎・副組合長に浜島洋が選任された。実施地域は八幡川の河畔一帯の国有地一五町五反八



八幡川流域の耕地整理記念碑

畝二九歩（一五・四七ヘクタール）、畦畔二町四畝（二・三八ヘクタール）を含め、総面積九二町三反七畝二〇歩（九一・六ヘクタール）が実施された。これに要した総経費は一萬六、九五二円一八錢一厘で、反当たり

一八円三五銭余の経費となっている。当時の米価は粗一俵五円であった。大正七年（一九一八）七月に耕地整理記念碑が、領南集落へ通ずる二重橋（土橋）^{ふたえはし}近くに建てられた。この記念碑は、県道右側・土橋の左に現存している。耕地整理が行われたきれいな田んぼにレンゲ草の花の咲く春や稲田が秋の稔を黄色に色づけた美しい眺めは、何ともいえない景色であったが、現在これらの田は点々と埋め立てられ宅地と変わり、家屋が建てられて、昔の田園の面影は消失されて時代の変遷が思われる。

2 前之浜耕地整理

八幡川流域の耕地整理と時を同じくして推進され、明治四十三年（一九一〇）二月十七日、地主総会において前之浜耕地整理組合が設立された。実施地域は貝底川の河畔一帯の一九町二反一八歩（一九・〇四ヘクタール）につき工事を実施し、整理後測量した面積は、二二町二畝一〇歩（二二・〇一ヘクタール）となった。総工費は五、一七〇円九二銭三厘を要した。組合長は志々目栄四郎・副組合長は浜島洋でこの二人が主となり立派に完成した。この所にも記念碑が建てられた。

3 中名耕地整理

愛宕川の河畔一帯の流域は低地の田地が多く、排水工事の必要などもあつて、大正十一年（一九二二）になつて耕地整理の事業が実施の運びとなつた。大正十一年（一九二二）十二月、耕地整理組合が結成され、組合長に浜島洋、副組合長に釜付要之進・黒岩甚吾の二人が選任され、評議員として前原市五郎・玉泉藤市・樋高竹次郎・外菌助五郎・前原武雄・永野長左衛門・岩田仙太郎・緒方休太郎・室田泰が選任された。実施区域は、愛宕川の河畔六二町二反五畝二九歩（六一・七ヘクタール）



中名耕地整理記念碑

であった。起工は同十二年（一九三三）一月十日で、竣工は同年十二月三十日である。整理後の面積六五町三反二畝二六歩（六四・七八ヘクタール）で、工事費五万六〇六円、事務諸費四、六五三円を要した。中名にも耕地整理記念碑が建てられた。

次に生見の耕地整理が行われて昭和六年六月竣工した。総面積二十七町歩余（二六・七八ヘクタール）で工事費三万余円であった。生見にも記念碑が建てられた。記念碑は生見海岸松林の中ほどに建っている。本町としての耕地整理は一段落した。このほか、昭和二十二年（一九四七）から吉見開拓が行われ、引揚者の入植者があった。当初二〇戸くらいの入植者であったが、現在は四戸で五分の一になっている。

第四節 農地改革と農業委員会

終戦直後、政治的不安と食糧危機が日ごとに深まるにつれ、地主的土地所有の矛盾は一層深刻となり農地改革の必要性が関係者の間から求められるようになった。

昭和二十年（一九四五）、当時の幣原内閣は、日本農村の民主化を進めるため、穏健な内容をもつ第一次農地改革といわれるものを、「農地調整法改正案」の形で議会に提出した。この案には強力な反対意見もあり、議会は審議未了で葬り去ろうとしたが、これに対して、その内容が不徹底であるとして、マツカーサー総司令部は十二月九日、突如としていわゆる農民解放指令といわれた「農地改革についての覚書」を政府に到達した。この内容のきびしさが、開催中の議会の審議の強い圧力となり、法案は一部修正の上、十二月十八日成立公布された。第一次農地改革の改正農地調整法は、このようにして誕生した。

しかし、この改正案は、在村地主に五ヘクタールの土地所有を認めため、自作地化の対象とされる小作地は

甚だしく限定され、また小作人の農地買収を制約するた
めの地主の圧力の働く余地が多く残されているとか、そ
のほかにも問題があり、この改革に対する世論は批判的
で、総司令部もこれを容認しなかつたので、この法律で
は小作料の物納が金納化を実現させたにすぎず、他の条
項は実施されずに終わった。

その後、第二次農地改革案の作成が考慮され、総司令
部は時の吉田内閣に、「第一次農地改革案は改革の程度
が浅いので早急に第二次農地改革案を作成するよう」勸
告をした。政府はこの勸告を骨子として第二次農地改革
案を作つた。これは第一次改革の改正農地調整法から、
自作農創設に関する自作農創設特別措置法案と改正農地
調整法をさらに改正する農地調整法改正案の二本建て
で、この第二次改正案については、議会において激しい
論議の末、昭和二十一年（一九四六）十月十一日、議会
を通過し、十月二十一日公布され、自作農創設特別措置
法は十二月二十九日、農地調整法改正法は十一月二十三
日に施行された。

自作農創設特別措置法の主な内容は、

1 在村地主の貸付地の保有限度を内地では一ヘクター

ルとし、その保有限度は世帯単位で計算する。

不在地主の貸付地全部を在村地主の保有限度以上の
貸付地は買収される。また自作地と貸付地が合わせて
三ヘクターを超える時、その超過部分の土地は買収
される。

2 買収は、国家がこれを行い、国家はその買収した土
地を小作人に売り渡す形式を伴う。

この改革の基本は次のような内容である。

改革基本内容

1 二〇〇万町歩（一九、八三四平方キロメートル）以
上の全国小作地につき二方年内に自作農を創設するこ
と。国が地主から強制買収し、それを小作農に売り渡
し、地主と小作人の相対売買は認めない。

2 買収対象農地は、一切の不在地主の所有地、在村地
主の所有する小作地七反歩（六九アール）を超えるも
の、自作・小作を合わせて二町歩（一・九八ヘクター
ル）を超えた部分の小作地。

3 地主に対する買収地代は、一部は現金（四、〇〇〇
円まで）他は農地証券二四年以内の年賦を認める。

4 農地の買収および売り渡しは、市町村農地委員会が

計画し、農耕地委員会の承認を経て効力を生じ、知事が買収・売り渡しの手続きを行う。市町村農地委員会の構成は、小作五、地主三、自作二とする。

5 未墾地の解放を行い、既墾地に準じて強制買収する。
6 地主の土地取り上げの制限を強化して、耕作権の移動は当分知事の許可制とする。

以上が改革の基本内容である。改革指導組織として、昭和二十一年（一九四六）十一月、県に農地部、地方事務所に農地課が設けられた。十二月には民主的選挙の先頭を切り、農地委員会委員の選挙が行われた。翌二十二年（一九四七）二月に改革の基本資料である農地の一筆調査が始まった。昭和二十二年（一九四七）三月から二十七年（一九五二）九月までに農地買収が二・三回行われ、買収農地はその都度小作農へ売り渡された。

昭和二十七年（一九五二）に農地法が制定公布された。これはポツダム政令と、自作農創設特別法措置法・農地調整法の三つの法律の諸原則を体系化して一本にまとめた恒久法である。

農地法は現在日本農地のありかたを規制した法律で、自作農維持の方針を一貫し、保有制限により移動を統制

し、耕作権の保護・経営の安定を前提としている。この方針を経済的に裏打ちするため、昭和三十年（一九五五）、自作農維持創設資金融通法が成立した。これは自作地維持、または自作農となるために国が長期低利の資金を農家に貸し付けるものである。これで農地制度の諸体系は完成したのである。その後、土地改良に重点を置き財政投資も積極的に行われるようになった。これに伴って交換分合が行われ土木事業も盛んになってきた。

農地委員会が設置されて、土地の公平な処置をとらせ、自作農創設と小作関係の改善などの諸制度が確立されてからは、その農地改革の成果の上に立っての農業生産の向上をはかる事が要求されてきた。昭和二十六年（一九五二）三月、農業委員会に関する法律が公布され施行された。このため農地委員会は発展的解消となり、農地委員会のほかに農業調達委員会、農業改良委員会を統合して農業委員会が設立された。農業委員会農業委員は、農民の中から選出された代表と農協代表・共済組合代表・議会推薦者により構成されている。その所掌事務は次のとおりである。

ア 農地等の利用関係の調整および自作農の創設維持

に関する事項

イ 農地等の交換分合およびこれに付随する事項

ウ 諸種の農業関係事項について意見の開陳、あるいは具申このほか、農業委員会は市町村の行政機関であつて、農民代表機関としての性格を持ち、農業振興計画の樹立、および施設の推進、生産経営・生活改善等の調査研究や啓発、宣伝等の事務を行うことができる。

エ 農地利用の斡旋、争議の防止

本町の農業委員会は昭和二十六年（一九五二）に発足して現在に至っている。

事務所は役場内にあり、事務局長・事務局職員三名が業務を職掌している。農業委員会は毎月一回定例会が、また必要によつて会議がもたれ、農業委員に課せられた所掌事務を審議し業務の推進にあたっている。

農業委員会の構成は次のようになっている。

公選による代表一〇名

J A 推薦代表 一名

共済推薦代表 一名

議会推薦代表 二名

農用地転用の状況 (農地法第4・5条許可分) (単位はa)

年次	総数		宅地に転用		公共用地転用		道路に転用		山林に転用		その他	
	件数	面積a	件数	面積a	件数	面積a	件数	面積a	件数	面積a	件数	面積a
平成7	42	234	28	148	0	0	3	9	5	47	6	30
平成8	55	266	42	213	0	0	3	5	1	15	9	33
平成9	45	241	25	133	1	13	3	2	5	28	11	65
平成10	37	184	21	70	1	14	3	1	6	70	6	29
平成11	61	445	40	194	2	56	0	0	10	137	9	58
平成12	54	374	29	120	0	0	0	0	7	99	18	16
平成13	39	192	22	84	0	0	0	0	4	56	13	52
平成14	64	318	30	76	1	8	2	15	9	101	22	118

合計 一四名

以上一四名と、事務局常勤職員三(事務局長一、農地係・農振係二)名である。

農地転用

本町は鹿児島市や指宿市・薩摩半島各市町に隣接し交通も便利であり、海・山の幸に恵まれ、教育環境も良く、海岸線も長く、すばらしい眺望に恵まれている。そのため最近では住宅や各種企業も年々増加している。そこで平成七年（一九九五）から十四年（二〇〇二）までの転用内容では宅地が一番多い。次にその他では、農業施設・資材置

場・駐車場などが多い。農業後継者が高齢化するにつれて山林への転用も見られる。その他の項目では、一時的な仮設事務所や私道などの増加がみられる。今後も宅地転用は増えていくと推測される。

転用状況は、平成十四年（二〇〇二）は宅地転用件数三〇件七六アール・公共用地転用一件八アール・道路転用二件一五アール・山林転用九件一〇一アール・その他二二件一八アールで、その他（資材置き場・個人の通路など）が増加している。

第五節 新農村振興運動

一 産業振興策

土地生産の向上をめざし町内全域の農家を啓発し、生産の向上の基となるのはその耕地の地力の増進をはかることである。そこで堆肥たいひや厩肥きゅうひをできるだけ多く作り、これの普及に努めた。この次に進めるのは土地の改良かんがひ、灌漑・排水の改善にも努力した。

さらに栽培技術の改善が重要な条件となる。そのため

には、まず優良品種の普及が必要となり、水稻・甘藷の品種の選定をし、普及に努めた。また、生産管理の指導と病虫害の防除を徹底して行うように努めた。作付け時期や合理的な肥培管理が大切であるから、その研究をして向上をはかった。また機械を導入して作業の効率を高め、生産の向上をはかるよう努めた。現在農作業の機械化は大幅に伸展してきた。

農道網の整備も農村振興に欠かせない要件である。

まず主要農道の改修に着手し、順次支道の改修へと広げていった。農道の整備については、地元負担金の削減を重点とした。特に町単独補助金交付規則によって工事費の一〇パーセントが地元負担となって農道が整備されて、農業振興に役立っている。

二 新農村振興運動の経緯

明治三十三年（一九〇〇）に農事小組合が誕生した。

農会の指導のもとに農業改良や集落振興の役割を果たしてきた。昭和二十七年（一九五二）には集落振興小組合が結成され、経済自立化運動が始まった。「生活改善運動」も盛んで、台所および周辺の改善などが行われた。

経済自立化運動は昭和二十七年（一九六二）度で打ち切られた。

昭和三十八年（一九六三）度から農村三作運動が始まった。「仲間づくり」「物作り」「環境作り」で、「仲間作り」は農業経営の安定化を図るための共同学習や実践活動を推進した。「物作り」は収益性の高い農産物を仲間が協力して生産しようとするものであった。「環境作り」は年配者と若者の話し合いによる相互理解と古い因習の改善など明るく楽しい農業環境作りであった。

新・農村振興運動は平成五年（一九九三）度より始まり、住民参加による自主的な話し合い活動を基本として、活力ある心豊かな農村社会づくりを目指す運動であった。平成十四年（二〇〇二）度では重点四地区「瀬々串・下」「中名地区」「喜入・旧麓」「前之浜・鈴」を中心に農業の振興と活性化を図っている。

平成十五年（二〇〇三）度に生見地区（七集落）が新たに追加された。

村づくり整備事業

事業種目	事業内容	構造	面積(m ²)	実施年度	事業費(千円)
村づくり事業	生見自治公民館	鉄筋	97	昭和53年	15,000
〃	中名下 〃	鉄筋	98	昭和55年	12,000
〃	宮地 〃	鉄筋	100	昭和58年	15,000
〃	旧麓 〃	木造改築	116	昭和58年	8,775
コミュニティ事業	仮屋崎 〃	木造改築	96	昭和58年	3,300
集落環境整備事業	鈴 〃	鉄筋	103	昭和59年	13,000
農村振興事業	潤田 〃	鉄筋	139	平成元年	20,000
県単村づくり	瀬々串中 〃	木造	130	平成2年	16,000
農村振興事業	米倉 〃	鉄筋	122	平成3年	16,000
集落環境整備事業	森満 〃	木造	112	平成5年	16,000
農村振興事業	瀬々串下 〃	木造	146	平成6年	20,747
村づくり支援事業	田貫 〃	木造	134	平成15年	24,770

三 村づくり整備事業

第六節 農業構造改善事業

昭和三十六年（一九六一）に農業基本法が制定された。

この基本法は日本の農政史上抜本的な改革で、農業の構造と体質を改善することにあつた。すなわち選択的拡大の方向をとり、地域の特性に応じて作目選定をして、地域農業を高度に向上させ、他の産業とくらべて所得差を縮めようとするものである。事業としては次のような事業があげられる。

一 土地基盤整備事業

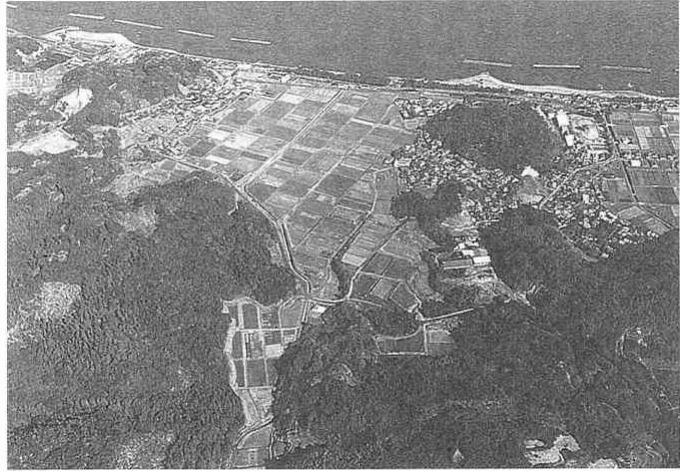
昭和五十四年（一九七九）の田貫川流域に広がる水田の耕地整理を皮切りに、各地域で基盤整備事業が盛んに実施された。中でも昭和五十八年（一九八三）の瀬々串地区の県営特殊農地保全事業では四八ヘクタールの畑地が整備された。

その他、県単農業農村整備事業で農業用施

設として農道や用排水路が整備されている。昭和五十四年（一九七九）度からの主な事業は次表のとおりである。

主な土地改良事業（完成年度）

年 代	事 業 名	地 区
昭和54	小規模排水対策特別事業	福田地区
55	地区再編農業構造改善事業	田貫地区
55	小規模排水対策特別事業	土橋地区
56	〃	椛口地区
56	〃	旧籠地区
57	〃	田下地区
58～63	県営特殊農地保全事業	瀬々串地区
58	小規模排水対策特別事業	永田地区
58～59	地区再編農業構造改善事業	鈴木地区
60～61	地区再編農業構造改善事業	久津輪地区
	農産物加工施設センター	喜入地区
62	地区再編農業構造改善事業	大迫地区
62	穀類乾燥調整施設	前之浜地区
62～63	地区再編農業構造改善事業	井手藪地区
平成 2～3	農村基盤総合整備事業	弓指地区
5	水田農業確立小規模排水対策特別事業	見田地区
4～6	団体営土地改良総合整備事業	八反地区
	集落環境整備事業	森満地区
6～12	県営南薩東部2期地区広域農道着工	帖地～揖宿方面
8	南薩東部2期地区広域農道着工	喜入～生見地区
10	土砂崩壊防止事業	中名地区
6～13	基盤整備促進事業	帖地地区
昭62～平16	農免農道整備事業	瀬々串～喜入地区
14	基盤整備促進事業着工	測田地区



生見八反田地区

二 基幹農道整備事業ほか

昭和六十二年（一九八七）度、瀬々串の県道谷山知覧線から、一倉の入口、県道知覧喜入線間の農免農道工事

が着工し、平成十五年（二〇〇三）度までには二〇・五キロメートルが整備される計画である。

また、平成六年（一九九四）度から本町農免農道の終点から頼娃町まで揖宿市郡一市四町を結ぶ広域農道工事（南薩東部広域農道）が着工している。

農業のしやすい環境の手伝いとして県単農業農村整備事業が計画されている。

平成十四年（二〇〇二）度は瀬々串・喜入・中名・生見の四カ所が着工された。

農業経営基盤強化促進対策事業は認定農業者の育成をするため支援を行っている。

中山間地域等直接支払交付事業は棚田など耕作条件の悪い地域において、集落協定を結び、

農業構造改善事業による自治公民館

事業種目	事業内容	構造	面積(㎡)	実施年度	事業費(千円)
構造改善事業	古久川自治公民館	鉄筋	94	昭和55年	15,000
水田利用再編成	中名中	鉄筋	120	昭和56年	13,000
構造改善事業	川中	鉄筋	119	昭和60年	15,000
〃	川上	鉄筋	129	昭和61年	19,000
農林基盤整備事業	弓指	木造	127	平成2年	15,000
構造改善事業	浜田	鉄筋	124	平成2年	20,000



南薩東部広域農道

その農地の管理を適正に行っている耕作者に對して、交付金を直接支給している。これによつて耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能（自然生態系の保全等）の確保をはかっている。

三 農業振興のための諸施設

農業振興のため、農業関係諸機関が協力して次のような施設を設置した。今後町の農業はますます発展していくことになる。

1 育苗センター

場所 中名二九九〇—一

目的 農家の高齢化、過疎化に対応し、野菜類と水稻の育苗をし、生産性の向上をはかる。

設置年月日 五十一年四月

建設費 二〇〇万円

2 町農業構造改善センター

場所 喜入六〇九四—八

目的 農産物の付加価値をたかめ、副

食品の生産と郷

土特産品の生産

設置年月日

六十一年三月

建設費 七、一九四万

七、〇〇〇円

◇特産品の研究・開発

◇生活研究グループの

指導育成

◇町農産加工組合の育成指導

◇加工組合で作っている特産品

麦味噌、カリビアンペースト、豚味噌、焼肉のた

れ、麵つゆ、白だし、梅干し、蜂蜜きんかん、ふ

くれ菓子、オクラのキムチ漬け、ラッキョウの塩

漬け、つわの佃煮



構造改善センター

◇マリンピア青空市運営事業

毎週日曜日に八幡温泉保養館前で町内の生産物を

販売

◇ふるさと便

町内外の人に農林水産物や特産品をふるさと便で

提供する。

3 喜入町農業機械銀行

場所 喜入町七四九五―一

目的 高齢化、兼業化に対応し、農業機械銀行にて農

作業の受委託作業を行い農業生産の維持拡大と

遊休地の解消をはかる。

設置年月日 六十三年四月

4 農産物保冷库・出荷所

場所 喜入七四九五―一

目的 保冷库はスイトコーン、レタス、ソラマメ等

の鮮度保持のため、出荷所は農産物の安定的な

集荷、販売体制確立のため

設置年月日 六十三年三月

5 花木、育苗センター

場所 一倉一二九六一―一

平成三年より

目的 枝物の安定性をはかるため、良質な苗木を供給

する。

設置年月日 平成三年

(いづき森林組合喜入支所が管理している。)

6 穀類乾燥調整施設

場所 前之浜八一六二―一

目的 良質米の生産拡大、品質の均一化に努め、銘柄

の確立をはかる。

設置年月日 六十二年

7 JA堆肥センター

場所 中名中座主山野

五三一四―一

目的 完熟堆肥の使用

により土づくり

を行い、生産性

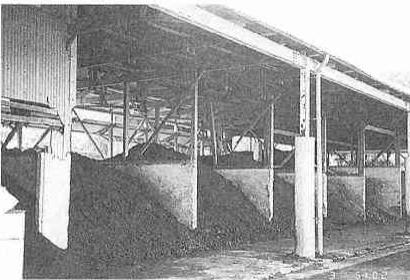
の高い営農を確

立する。

設置年月日

平成元年四月

建設費 三、一四六万三、〇〇〇円



J A 堆肥センター

8 喜入町生活研究グループふれあい市

目的 農家が余剰野菜の処分に苦慮していることに注目し、少しでも農家所得の向上のため、農家が汗を流し心を込めて作った季節の新鮮な野菜・果物を販売しようとして生活研究グループがふれあい市を建設した。



町生活研究グループふれあい市

9 わいわい市前之浜館

設置年月日 昭和六十二年八月
建設費 開設時は、間伐材を利用した簡易施設であったが平成十二年度に近代的な施設を建設した。
二五〇万円（自己資金）

目的 第三次町総合振興計画により、前之浜地域の活性化および地区内外の人々とのふれあいの場として生産者が主体的に運営する直売施設を公設

民営で設置して、町内で生産された農林水産物・加工食品の販売を行い、農業所得の向上に資する。

設置年月日 平成十三年十一月十七日

建設費 五〇〇万円

10 瀬々串朝市わいわい

広場

(町から補助)

目的 第三次総合振興計画により、

瀬々串地域の活性化および地区内外の人々とのふれあいの場として生産者が主



瀬々串朝市わいわい広場



わいわい市前之浜館

体的に運営する直売施設を公設民営で設置して町内で生産された農林産物等の販売を行い農業所得の向上に資する。

設置年月日 平成十四年十二月六日
建設費 三三〇万円（町から補助）

第七節 農業団体

産業組合・農業会・農業協同組合

喜入の産業組合の発足は、大正五年（一九一六）に見産業組合が設立され、続いて前之浜・中名・瀬々串に設立され、最後に喜入に設立されている。これは喜入に

は商店があつて物品の購入は商店に依存しており、他の地域には商店がない不便さと、物価の関係で必要性を早くから感じていたからである。産業組合は名称のごとく、信用・販売・購買・利用を業務内容として設立されているので、その地域により信用と購買を取り扱ったり、信用だけ取り扱ったりしていた。喜入産業組合では信用・販売・購買・利用のほかに農業倉庫事業をも経営していた。五つの組合は昭和七年（一九三二）ごろには、いずれも大きく進展した。その設立・名称・区域などは次のとおりである。

組織は保証責任を必要とした。組合の事業内容は信用・販売・購買・利用を主とした。組合の区域は瀬々串・中名・喜入・前之浜・生見の五地区で、地区別組合

組織	名	称	区	域	設立年月日	初代組合長
保証責任	生見信用・販売・購買・利用組合	生見地区	生見地区	大正五年 五月二十五日	八木重村	
同々	前之浜	前之浜地区	前之浜地区	大正八年 一月十四日	谷口忠愛	
同々	喜入	宮坂区(二倉を含む)	宮坂区(二倉を含む)	大正九年 四月十三日	徳永慎吾	
同々	中名	中名地区	中名地区	大正八年十一月二十八日	前原武雄	
同々	瀬々串	瀬々串地区	瀬々串地区	大正九年 三月三日	今吉八兵衛	

の活動であった。表に示すと前頁のとおりである。

農業倉庫を示すと次のとおりである。

ア 生見倉庫一棟、本屋二坪（六九平方メートル）。

下屋一四坪（四六平方メートル）。

イ 中名倉庫一棟、本屋二七坪（八九平方メートル）。

ウ 喜入倉庫一棟、本屋四〇坪（二三三平方メートル）。

下屋一六坪（五三平方メートル）。

明治二十七年（一八九四）十二月、県は農会規則を定めて、県・市郡・町村の三段階農会を系統的に設置させた。喜入では同二十八年（一八九五）、喜入村農会を設置し、事務所を村役場内に置いた。農会は農業改良を目的とする農民の自主的機関ではあったが、主に農業の保護・奨励・指導に努め、その改良と増産をはかることを目的とした。やがて太平洋戦争となつて、翼賛体制強化となつたので、昭和十九年（一九四四）四月、産業組合と農会を統合することとなり、産業組合・農会は解散して、新たに農業会が発足した。従来の各産業組合は農業会の支所となり、支所長は農業会の理事の中から任命された。

終戦後マッカーサー指令によつて全国の農業会は解散

することとなり、昭和二十二年（一九四七）十一月十九日、農業協同組合法が公布された。すなわちこれが農業協同組合の誕生である。町では瀬々串・中名・喜入・前之浜・生見の五農業協同組合が設立され、各組合は業務内容を一樣にして活動を始めた。その内容は信用・販売・購買・利用・事業・生産技術指導などでこれらに専念して努力していた。さらにまた組合員の火災や生命の保険共済・建物共済にまで進めて、農業経営はもとより農家の福祉方面にも及ぶように発展してきた。昭和二十二年（一九四七）に発足して以来十数年の年月を経て各農業協同組合は、堅実な運営により実績を挙げてはいるが、さらに近代的農業経営への発展が望まれるので農協の役割も変革をせまられてきた。そこで農協の体質改善をはかるとともに、町



JAいぶすき喜入総合支所



JAいぶすき瀬々申支所

十一日、総会で合併することが決議され、実質喜入町農業協同組合が発足した。

これまでの各農協は支所として業務の執行に当たった。本所は喜入支所の敷地内に事務所が設置された。当初組合員は二、八三七名、出資金額一、九四七万九、〇〇〇円。理事に浜田源二・北金之助・中村国吉・山下豊吉・米倉末吉・追立武治・浜崎幸栄・中道熊助・樋高伊太郎・地頭蘭栄之助・中村清香・有田徳一・竹下近義・生見勝・西慶吉が選任され、監事に日高義人・前畑市太

産業振興推進の見地から、五つの農協の統合が叫ばれ、昭和三十六年（一九六一）七月、農協合併推進委員会が結成され、事務局を町役場経済課内に置いた。約一年有余カ月の間、合併経営計画が進められた。昭和三十八年（一九六三）四月二

郎・永野清・浜蘭盛蔵・東良七が選任され、初代組合長に山下豊吉が就任した。合併して施設経営計画が立てられたが、その計画の一つに町の澱粉工場設置の件がとりあげられて、昭和三十八年（一九六三）十月に工場を喜入旧麓に建設し、直ちに操業に着手した。年間採込能力は三、七五〇トンであった。昭和四十三年（一九六八）十月に町民会館が町役場近くに建築竣工したのでこの会館内に町農業協同組合本所を移して、業務を執るようになった。昭和三十年（一九五五）のころから農業従事者が急に減ってきた事は前に述べたとおりで、農業生産は減少し、販売にも大きな影響があった。昭和四十五年（一九七〇）から米の生産調整が始まり一層農協の販売・購買事業の停頓状態を来した。しかし経済成長の波にのり、信用・共済の事業はある程度の伸びを示した。合併以後農協としての各事業部の状況を示すと次ページの表のとおりである。また水稻作・甘藷の品種別や良品種の茶の植栽、野菜・果樹等の品種更新、畜産奨励に努めてきた。

指宿地区内の指宿市・喜入町・山川町・開聞町・穎娃町の農協は、平成五年（一九九三）、経営基盤強化のた

第一章 農 業

喜入地区JA事業取扱高

(単位：万円)

年 度	事業	販売事業	購買事業	信用事業	
				貯 金	貸 出
昭和53年度		67,384	67,732	435,182	115,178
平成13年度		48,169	53,116	909,400	176,000

(販売事業の内訳)

(単位：万円)

種 別		年 度	昭和53年度	平成13年度
普通作	米・麦・菜種		5,139	834
	甘藷		8,967	1,992
	その他		2,130	2,587
青 果	野菜		9,913	15,312
	果樹		14,410	1,274
畜 産	肉牛・成牛・子牛		22,385	26,170

(購買事業の内訳)

(単位：万円)

種 別		年 度	昭和53年度	平成13年度
生産資材	肥料		7,674	6,523
	飼料		15,267	8,209
	その他生産資材		77,390	13,716
生活資材	食品		17,277	11,143
	その他生活資材		11,224	13,525

め合併し、「JAいぶすき」となった。その理由は、専門化・大型化・大規模化する農業生産・流通の多様化等に対応し、同一経済圏・同一生活圏の農協が、行政区にとらわれず合併する必要

があつたからである。所在地は次のとおりである。

本所 山川町成川三八三〇

・喜入支所 喜入町喜入七〇九六

(一倉出張所 一倉五三〇八一二)

・瀬々串支所 喜入町瀬々串三二〇三

・中 名支所 喜入町中名一一二一一

・前之浜支所 喜入町前之浜八〇七二

・生 見支所 喜入町生見二三二六

各地に支所を置いて、従前以上の事業を実施している。

昭和五十三年度喜入町農協の時と揖宿郡全体いぶすきの合併時

の「JAいぶすき」喜入出張所全体の分を比較すると農業

の流れが現れている。販売事業・購買事業は減である

が、信用事業の貯金・貸し出しとも大幅の増である。

販売事業の普通作は大幅の減、野菜は増である。

購買事業の飼料・その他生産資材(農薬・農機具)も

減、生活資材(自動車・燃料事業)が増である。

Aコープ喜入店

・所在地 喜入町喜入七〇九六

・取扱品 生鮮食料品・一般食料品・日用雑貨・専売

品(米・酒・たばこ)

・設立の目的 昭和六十二年（一九八七）当時、町にはスーパードライしいものがなく、時の町農協の婦人部の方々の署名活動などにより、町農協理事会にて生活事業活動の一環として、店舗設立を決定し、昭和六十二年九月にオープンした。

第八節 揖宿地区農業共済組合

昭和二十二年（一九四七）十二月、農業災害補償法は、農業者、農業会が実施していた農業保険と家畜組合が取り扱っていた家畜保険の災害事故によって受けることのある損失を補填^{ほてん}して農業経営の安定をはかり、農業生産力の発展に資することを目的として公布された。同法に基づきこれまでの農業保険と家畜保険を統合して組織されたのが、農業共済組合である。同法第五条に「市町村の区域による」と定められており、昭和二十三年（一九四八）四月に、喜入村農業共済組合の設立の認可を受け役場内に事務所を置いて、この共済事業は進められることとなった。設立当時は、次の事業があった。

○農作物共済（水稻・陸稻・麦）
 ○蚕繭共済^{さんけん}
 ○家畜共済

その後、事務所を昭和四十三年（一九六八）十月に、町民会館内に移転した。

昭和四十八年（一九七三）七月、農業の多様化による新種共済の実施、交通通信の発達、事務処理の機械化等に対応すべく地域を超える事業の実施の運びとなり、郡内五市町の農業共済組合が行っていた業務をすべて継承して「揖宿地区農業共済組合」が発足し、本所を指宿市に置き、町民会館内に喜入出張所を置いた。平成十三年（二〇〇一）七月、事務の効率化のため、本所集中管理とするため、同出張所を廃止した。

現在は、次の事業を実施している。

- 農作物共済（水稻・陸稻・麦）
- 家畜共済（牛・馬・豚）
- 果樹共済（温州・ボンカン・タンカン）
- 畑作物共済（大豆）
- 園芸施設共済（ビニールハウス・ガラス室）
- 任意共済（建物・農機具）

第二章 林 業

第一節 町有林

町有林は明治初期当時は、悪木・雑木の不良林として払い下げを受けたものであるが、場所や反別、樹種などの明細資料はない。当時払い下げられて、村有林野と設定されたものはほとんど民間に売却されている。明治二十四年（一八九二）三月二十五日に次のような村有林取締規則を制定して撫育ぶいくにあたり、村基本財産の造成に努めている。

村有林取締規則「明治二十四年（一八九二）三月二十五日
定」

第一条 村有山林取締ノ為、取締人老名、支配人八名ヲ置ク。

第二条 取締人及支配人ノ任期ハ二ケ年トス。

第三条 取締人ノ年給式円、支配人参円トス。

第四条 取締人ハ支配人ヲ指揮監督シ、取締及保育上ニ関

スル一切ノ事ヲ執行スルモノトス。

第五条 取締人及支配人ハ、山林ノ保護上ニ注目シ、盗伐・火難等ノ虞アルトキハ直ニ予防ニ着手スベシ。

第六条 取締人ハ毎月一回以上、支配人ハ三回以上巡視スベシ。

第七条 前年取締ノ状況及生育ノ実況ヲ毎年初期ノ村会ニ報告スルモノトス。

明治初期の取締人として榎屋兼明が選任された。当初八名の支配人は明治二十六年（一八九三）三月に五名減ずることになった。しかしこの村有林取り締まりには苦勞が多かつたようで、村民にはまだ盗伐の旧習があり、数名の取締人では十分な取り締まりはできなかつた。このことは同二十八年（一八九五）六月二十七日に開かれた村会議事録で証明されている。議会で村当局に村有林取り締まりについて強く要望された一部記録を抜粋してみる。

議事録の一部

「本村有山林取締規則ハ設定セラレシヨリ既ニ数星霜ヲ経ルト云エドモ豪モノ功ヲ奏セザルノミナラズ、年年盗伐等ニ罹リ、漸次衰退ヲ来シタル。甚ダ遺憾ノ次第二付其取

縮法ヲ考案シ、充分ニ蕃殖ノ道ヲ講ズル様セラレタシ。」
とある。

このときに肝付兼濟・岡本真一・中野十太郎の三名を起草委員に選任し、取締規則改正規則を決定した。この改正規則には、罰則規定が挿入されている。村当局は、村基本財産造成のことを考えて、度々国有林野の払い下げを受け、村有林野の撫育にあたっている。瀬々串字小太郎二七二六番地、三反五畝（三四・七アール）・喜入字高野原東六一六六番地、同西六五四〇番地、同南六二三六番地、字小弁谷六五四八番地、計二町五反八畝四歩（二・五六ヘクタール）を明治三十五年（一九〇二）六月二十六日に衆力山しゅうりょくであった分を払い下げ、同三十六年（一九〇三）十月に前之浜字行司山一一一三七番地、一反歩（九・九アール）・瀬々串横井六七七一番地、三反三畝十歩（三三・七アール）の払い下げを行った。これらの村有林は、明治末期から大正時代に、学校整備その他の財源にほとんど売却されている。

明治四十二年（一九〇九）一月、旧牧の軍馬育成所跡地に町有林設置のため、官有地の払い下げを申請し、翌四十三年に至り払い下げの内示を得た。同四十四年（一

九一一）二月二十日の村会で、軍馬育成所跡地二八一町一反一畝歩（二七八・七ヘクタール）を四、二九九円で払い下げ出願の事を可決した。そこでじかに町有林として造林施業計画案を樹立し、杉・檜ひのき・松を毎年栽植し、大正六年（一九一七）度をもって全部修了した。すなわち造林面積二二六町五反三畝一九歩（二二四・七ヘクタール）、植樹数、杉一八万五、九六三本、檜四〇万七一本、赤松三一万二、一七〇本、黒松一万二、八〇〇本であった。

栽植経費四、六二二円五二銭七厘を要した。またこの払い下げ地の内、約二五町歩（二四・八ヘクタール）は雑木林、約四〇町歩（三九・七ヘクタール）は茅立場として存置した。大正五年（一九一六）に御大札記念事業として、奥木場に三町三反六畝一四歩（三・三三ヘクタール）・木場平の二町八畝一五歩（二・七八ヘクタール）に檜・杉を栽植した。これで大正十二年（一九二三）の山林台帳反別は、二九七町五反五畝二七歩（二九五・〇八ヘクタール）となった。大正七年（一九一八）三月、殖林記念碑（碑文樋渡清廉撰）を競馬場近くに建立した。その碑文を次に示す。

殖林記念碑

此の地初めは舊邑主肝付氏領に属し放牧馬匹の所を以て旧牧と称す也。毎春四月所謂馬追を催し群奔り、騎士奮躍し而して士女雜沓壯觀の極み真に藩時の盛儀也。明治二年廢藩の時村に転じ草野茫茫有り以て茅切場となす。二十三年官陸軍軍馬育成所に収属す。後四十四年三月復村を請、殖林興産之議が有、大盛の相謀・七年を期す。松・杉・扁柏林を栽す。面積三百八町三反歩を以て大正六年造林事了す。後日巨幹亭亭と茂り林、空を掩うとなる我村財源の尤も茲摘録を要す。以て不朽を伝う。

大正七年三月

基本財産造成の目的をもって明治四十三年（一九一〇）、前之浜荒平国有林に六〇町五反四畝（五九・九九ヘクタール）の部分林を設定し、同年度より大正三年（一九一四）度まで、杉・檜の栽植を行い、伐採年限六〇年分収権、官三分の一、村が三分の二と定められた。植栽数は杉・檜とも一三万六、二一六本であった。これは昭和三十年（一九五五）度から伐採期に入り、一〇年計画で伐採を始めて収益を納めた。ここに第二期の部分林として植林を実施した。

明治十五年（一八八二）八月、農商務省鹿児島山林事

務所が開庁され、明治二十六年（一八九三）に小林区署となつたが、喜入では明治四十年（一九〇七）七月一日、鹿児島小林区喜入保護区として、茂山茂樹が赴任し、国有林野の保護撫育のことを担当した。これが喜入担当区事務所の始まりで、営林署森林主事が配置された。

森林主事赴任当初は営林署舎宅なく、民家を借り、事務所として執務し、林野撫育が行われた。昭和十三年（一九三八）一月一日、字喜入六九五九番地に、次は昭和二十二年（一九四七）一月一日、字喜入五八二六番地に移転、昭和二十五年（一九五〇）八月一日、字喜入七〇〇一番地乙号、に新舎が村費および山林関係者の篤志によつて建築された。昭和三十八年（一九六三）十二月一日、字喜入七一四三番地に鹿児島営林署喜入担当区事務所の新舎が竣工した。しかし、平成元年（一九八九）三月三十一日に廃止されたが現在は鹿児島森林管理署（鹿児島市浜町一二番一号）で事業を行っている。

事務所跡地は中学校長住宅になつている。

町有林は一八一ヘクタールで、保安林五五・九六ヘクタール・喜入の森五四・二ヘクタール・ゴルフ場一二〇ヘクタールであるがゴルフ場は町有林の面積の中には入っ

ていない。

薩摩半島全体の国有林は、鹿児島森林管理署が管理している。本町内の国有林野は、総面積九二五ヘクタールである。林野庁九二一ヘクタール・その他の省庁四ヘクタールとなつている。人工林・天然林別森林現況では

針葉樹人工林 五八五ヘクタール

〃 天然林 三六ヘクタール

広葉樹人工林 五六ヘクタール

〃 天然林 二六四ヘクタール

未立木地 五ヘクタール

針葉樹の 蓄積量(一一〇、〇〇〇立方メートル)

広葉樹の 蓄積量(四三、〇〇〇立方メートル)

国有林率は二三・七パーセントで、穎娃町の四四パーセントに続いて二番目になる。

以上の地が鹿児島森林管理署の管轄となつている。

昭和二十九年(一九五四)三月、五代村長「志々目十

次郎」(明治三十八年四月—大正二年一月)と六代村長

「二見八竹」(大正二年二月—十四年十月)両氏の功績を

讃え記念碑を建立した。現在の県道に沿つて喜入の森入り口の反対側の県道の右上に建つている。碑文は次のと

おりである。



志々目十次郎・二見八竹功績碑

志々目 十次郎 氏 功績碑
二見 八竹 氏

本造林ハ明治四十四年業ヲ創メ大正六年之ヲ終ヘタルモノニシテ現在ノ面積実ニ二百八十八町歩余何レモ成長極メテ良好将来我村唯一ノ財源タルコト期シテ待ツベキニ至レリ。抑此事業タルヤ 其林地私下及造林計劃樹立ニ 関シテハ時ノ村長志々目十次郎氏ノ先見ノ明ニ負フ所頗ル多 次デ 二見八竹氏村長ノ職ヲ継デ培据経営克ク村民ヲ誘導シテ專植樹ノ事ニ当リ遂ニ其ノ功ヲ完ウシタルモノニシテ両氏ノ業績洵ニ顕著ナルモノアリ。今日緑樹鬱蒼トシテ天ヲ蔽ニ至レルモノ蓋シ前人ノ遺澤ト云ハザルベカラズ 今之ヲ右ニ刻シテ永

ク後昆ニ傳ヘントス 昭和二十九年三月 喜入村

(昭和二十九年当時
現在ノ造林面積) 松 三十七町五畝 (三七・一九ヘクター)

ル) 杉 四十町三反四畝 (三九・九六ヘクター) 檜

百四十八町七反三畝 (一四七・四六ヘクター) 雑木 六

十二町三反九畝 (六一・八八ヘクター)

第二節 民有林

明治八・九年 (一八七五—一八七六) ごろ、大山県令が開拓名目で

官山・官林などを土族の人びとに払い下げることになった。村民は従来から採薪・炭焼きなどをして、日常伐材していた場所の山林まで、払い下げになるのではないかと心配し、区・戸長および村民が協議し、今まで村民が日常の用たしにしていた場所は村民の所有とするよう請願した結果、薪炭用として村民の共有林として許可された。次に衆力山・部一山は村民が、その栽植保護に非常な努力を払って撫育していたので、無償または有償で、土地立ち木ともに払い下げを許可した。衆力山とは、毎年杉または松苗を何本ずつかを戸ごとに賦課し、無木地に植栽から保護手入れまで賦課し、成木は領主の公用材

として伐採されるものである。

部一山は現在の部分林で、原野その他の荒地に願い出によつて造林させ、成木したら、五官・五民で分収する山である。このようにして民有林として払い下げられたが、今まで勝手に薪炭を日常の用にたし、不自由をさほど感じなかつた村民には、税金を支払つてまで山林を私有することを良いと思わぬ人が多数であつた。大山県令のこの払い下げ処置によつて土族の中には多くの山林の払い下げを受けた者もあつた。明治十一年 (一八七八) に内務省官吏が来県し、官林簿を作製したが、そのときいろいろ紛議が起つた。それは県令が処置した土族払い下げ地と村民の共有地払い下げ地に関する問題などであつた。すなわち払い下げの中に一等地・二等地の良材の地で、当然官有林に編入すべき所があり、また実面積が帳簿に記載された面積の何十倍もあるなど、問題の一例である。県当局では政府派遣の官吏と協議し、良材地で官地に編入すべきものは、県令が先に指示した払い下げを取り消して官有林に編入させて、不良林の所は県令の指示どおり払い下げとなつた。村民は前述のように山林の私有化には積極的でなかつたが、大なり小なり私有

林化が進んでいった。明治十二年（一八七九）六月にいたり、まだ代価を納入せず、立ち木も引き渡していない契約だけのものは、県令の許可を取り消すこととなった。しかしそれらの土地・立ち木の中には既に売買約束したものもあり、立ち木の処分されたものもあつて、今さら県令の指示を取り消すことは困難な事情で、そのまま私有林となつてしまった。やがて国有と私有との別が決定して、私有林の中での共有、私有の別も決まつた。ところが前述の課税に関することの流言飛語が飛んでいたために、所有権の申告を避けた者、他人の分まで自己の所有として申告した者、また集落共有林であるはずの山林が、門の代表者の名頭（乙名）の名義だけで申告されたもの、数人共有の山が多かつた。それらは士族あるいは乙名が中心となつていた。このように士族や名頭は多くの山林を持つていたが、名子はほとんど私有林は持たないで山林所有者の偏在が生じた。

明治二十九年（一八九六）では私有林は計三五二町四反歩（三四九・五ヘクタール）で、山林二四二町（二四〇ヘクタール）、平地六〇町六反歩（六〇ヘクタール）、原野四九町八反歩（四九・四ヘクタール）で、私有・共

有の所有形態で示すと、私有林二四一町六反歩（二三九・六ヘクタール）で、これを一、六一九人で所有している。共有林は二一〇町八反歩（二〇九・九ヘクタール）で、七四〇人で所有していることになっている。

共有林の中、集落有林となつていているものは、門の形態を存続しているが、現在は既に売却されて、個人所有の森林となつていているものが多い。

私有林の所有形態は、個人二、三九一ヘクタール・公社二二ヘクタール・集落一〇ヘクタール・会社二一三ヘクタール・その他二六八ヘクタールである。

森林現況は

針葉樹人工林	二、一二五ヘクタール
〃 天然林	三六ヘクタール
広葉樹人工林	四八ヘクタール
天然林	六一五ヘクタール
竹 林	一〇二ヘクタール
未立木地	三五ヘクタール
更新困難地	一四ヘクタール

樹種別割合はヒノキ 四二・四パーセント

スギ 二六・四パーセント



補 植

営林署の管理部面とともに結ばれたのではないけれども昭和十六年（一九四一）のころ国の要請により、森林組合の団体が組織された。これは国の要請に従ったものである。ときの組合長は前田慶吉で、村民は何時でも組合のことはよく活動していた。戦後昭和二十七年（一九五二）、組織の変更が行われ、自由加入を原

その他広葉樹 二〇・九パーセント
その他 五・一パーセント
針葉樹の蓄積量 (四〇万八、〇〇〇立方メートル)
広葉樹の蓄積量 (八万二、〇〇〇立方メートル)
となっている。

第三節 森林組合

則とする協同組合組織と改められた。このときの組合長は、村役場助役、牧瀬幸夫で昭和二十六・七年（一九五二）赤字財政で苦しいときで、組合の整理に大変心をいためた。この整理後が町森林組合の誕生といつてよからう。昭和三十四・五年（一九五九）ころから国有林・町有林の伐採が始まり、昭和三十六年（一九六一）から事業が本格的となり、木材の出荷が地につき始めた。昭和三十八年（一九六三）から害虫が発生すなわち松くい虫の発生で、その被害が大きくなってきた。



町有林の一部

昭和四十年（一九六五）、川原町長が組合長を兼ね、森林組合としての努力目標を示した。

- ◎ 松くい虫被害防除対策と造林復旧の推進に努める。
- ◎ 樹種の転換を図り、森林施業計画、団地造林の推進

を図る。

町の部分林伐採材の出荷により、収益約一、三〇〇万円をあげた。その後は前述目標目的を確立させ、さらに各部門によって努力を続けた。

次に目的と事業につき具体的な内容を示すこととする。

一 目的

町有林受託施業、民有林保育造林、復旧造林。

害虫被害防除、樹種転換奨励。

二 事業

・販売事業（パルプ材・一般用材）

・林産事業（パルプ材・杭材・共販材・一般用材・

委託材）

・加工事業

ア 購買部門（苗木・肥料・薬剤その他）

イ 利用部門（造林・保育事業・利用事業）

・福利厚生事業（火災保険・森林火災共済）

以上のごとく活動し推進されて毎年理事会と総会を開き組合進展をはかってきた。

昭和五十三年（一九七八）には森林組合制度を森林法から分離独立させ、森林組合法をその根拠法とするに

至った。

平成十二年（二〇〇〇）七月一日に指宿森林組合・喜入町森林組合・颯娃森林組合が合併し「いぶすき森林組合」として発足した。平成十三年（二〇〇一）度において、市町の助成と林業構造改善事業により、事務所と林業総合センターを指宿市池田地区に建設し、一市四町の林業推進の拠点として、平成十四年（二〇〇二）四月一日から業務を開始している。

毎年理事会と総会を開き組合の進展をはかっている。

一 目的

○ 町有林受託施業・森林管理署、森林整備公社受託

事業

○ 民有林保育【除間伐・下刈り・造林・造林事業】

○ 病虫害防除事業

二 事業

○ 販売部門【一般用材・パルプ材・杭・オガ屑くず】

○ 購買部門【苗木・肥料・林業資材・薬剤その他】

○ 利用部門【造林・保育事業（除間伐・下刈り・

枝打ち）】

○ 福利厚生事業【森林国営保険】

林道の概況 (平成14年3月31日現在)

地 区	路 線 名	幅員(m)	延長(m)
一 倉 鍋	尾	6.0-3.6	502
一 倉 倉	旧牧第一	3.6	893
一 倉 倉	旧牧第二	3.6	978
生 見	帖 地	3.6	1,200
生 見	帖 地	3.6	700
一 倉 倉	鎌 塚	3.6	976
一 倉 倉	鎌 塚 第二	3.6	360
一 倉 倉	松 ノ 尾	3.6	875
瀬 々	申 小 平	3.0	560
前 之	浜 南 比 良	3.6	502
前 之	浜 串 内 保 谷	3.6	413
前 之	浜 油 木 場	3.6	401
生 見	第二帖地	4.0	1,456
前 之	久 根 廣 木	4.0-3.6	2,988
生 見	小 比 良	4.0-3.6	3,831
生 見	小 吉 見	4.0	4,460
一 倉 倉	鍋 尾 支	3.6	216
一 倉 倉	鎌 塚 座	3.6	212
一 倉 倉	仁 座	3.0	1,128
前 之	浜 木 場	3.0	1,260
中 名	樋 高 大 谷	3.6	1,180

幅員三メートルである。から行っている事業で計画総延長二、四五〇メートル、資源の活用をはかるため、平成十二年(二〇〇〇)度☆ 林道(前之浜・木場地区) 開設事業
前之浜^{けぞこ}貝底川上流の人工林約五四ヘクタールの森林

第四節 町の事業

平成十四年(二〇〇二)度の主な事業は次のとおりである。

☆ 有害鳥獣駆除事業

畑や田を荒らすタヌキやイノシシなどによる被害を、防止・軽減するため、喜入猟友会に依頼し、罠や銃による駆除を行う。

☆ イノシシ等被害防止事業

畑や田にイノシシなどが入らないように電気柵^{きく}を設置する人に、購入費の三分の二にあたる額を補助する。

☆ 「喜入の森」管理委託

キャンプ施設をいぶすき森林組合に委託している。予約受付やテント、バンガローの管理、施設周辺の除草などをしてもらい、きれいで利用しやすい環境を作

☆ 指宿地区植樹祭開催

指宿地区植樹祭が平成十四年(二〇〇二)度輪番制により本町で開催された林業に貢献された方々の表彰や参加者による植樹等が行われた。

☆ みどりの体験学習

枝打ちや間伐などの林業体験を行うことによって、森林の大切さを知り、守り育てる心を育むため、「喜入の森」において体験学習を十一月ごろに開催してい

る。五月にも自然に親しむイベントを開催している。

☆ 間伐促進緊急対策事業

木々が混み合っていると、日光があたりすぎに木の育ちが悪くなる。よって、育ちの悪い木を伐採し、木と木の間隔をあげることでいい木の育つ環境を作る。

☆ 間伐調査員活動事業

間伐を進めるために現地の調査や間伐の推進を行うため調査する。

☆ 集材路開設事業

間伐するために機械が通ったり、間伐した木を運搬するための道路を作る。

☆ 松くい虫特別防除事業

松くい虫から健全な松を守るためヘリコプターによる薬剤散布を行う。



みどりの体験学習

第三章 水産業

第一節 水産業の概要

喜入町は約一六キロメートルの海岸線を有し、昔から半農半漁の村であった。専ら沿岸漁業を営んでいた。明治三十一年（一八九八）にその戸数調査を行っている。漁家戸数一六九戸、内専業戸数は、わずかに二二戸で一四七戸は兼業漁家であった。規模はきわめて零細であった。しかし魚類は豊富であったらしく、三国名勝図会に喜入の水産物として、魚介類では棘鼠魚・いじよりかます・金線魚・梭魚・鮪・鰻・鱒・鱧・烏賊類・章魚・鰻・帯魚・狗母魚・杓子貝・蛤貝・鰻諸種などがあげられている。明治十五年（一八八二）に出版された鹿児島県地誌には、海苔・鯛・鯛その他白貝・板屋貝があげられ、板屋貝・白貝は寛文四年（二六六四）に喜入浜に大繁殖した記録がある。明治十五年（一八八二）ごろの漁船は

鹿児島県地誌によれば、二〇〇石―五〇石、また、五〇石以下の船は前之浜村七六隻、瀬々串村・生見村が四二隻、中名村三三隻となっている。明治三十一年（一八九八）の記録では、三間以下の船三〇九隻とあり、大正九年（一九二〇）には一五二隻となっている。重油使用の動力船が使用されるようになったのは、本町では昭和二年（一九二七）三月末現在調査で動力船二隻、動力なしの船一六〇隻となっている。この調べで動力船の使用はこのときからと思われる。昭和十年（一九三五）には動力船三五隻、無動力船二二四隻と増加しているが、昭和五十年代には漁業組合員が減少してきている。また網業は多種多様で時代により消長がある。大正の初期には、建網・鳥賊網（たせいか）・地引網・手繰網・八田網などがあつたが、昭和二十一年（一九四六）ごろから八田網を主体とする漁業が盛んになってきた。一本釣りは昔からの漁労法であつた。

大正末期ごろは、手繰網・手縄網・流刺網・四艘張網・八田網などが使用されていた。中でも最も盛んであつたのは八田網（俗に「ヒッキャン」という）と昼間四隻張網、手繰網であつた（俗に「ヒイバイ」という）。

「ヒッキャン」は上船（オブネ）と下船（シモブネ）の網船と平船（ヒラカタ）二隻・火船二隻の計六隻で編成され、暗夜火船でかがり火を焼き魚を集めて捕る漁法である。

「ヒイバイ」は、毎年五・六月ごろ松の小枝などで水深二〇メートルぐらいの沖合に魚巢（瀬）を造り、その魚巢に魚が住みつく八・九月ごろの昼間四隻の船で魚巢の上に網を張って捕る漁法である。魚巢造りを「セチツ」といい、網子全員で労力奉仕して造っている。

これら船団の船長兼漁労長を「むらぎん」と呼んでいる。漁獲物の主なものは、いわし、うるめ、さば、あじ、かます、えび、たこ、いかなどであつた。年によつては白貝が大繁殖して潮干狩りで盛観をきわめたこともあつた。戦後乱獲のため、魚類減少、開発事業による川口の変更、沿岸の改変などによる遠浅の減少、その他の理由によるものと思われるが、業界の不振から網元が廃業して昔の面影はみられなくなった。本町の瀬々串・生見で村田真珠株式会社（しんじゆ）が昭和三十九年（一九六四）に真珠養殖を試験的に実施したが実績は不明である。

製塩業については相当古い時代から製塩されていたこ

とは確かであるが時代確証については確かな資料がないので不明である。海岸線が長いこと、遠浅であったこと、日常生活に欠かせない調味料であるから当時は盛んであったろう。また藪屋敷の氏神様を祭つてある祠ほらはちやうど塩焚窯の跡に建ててある。この祠の建てられた時代も不詳であるが、窯跡地に祭られたと伝えられている。

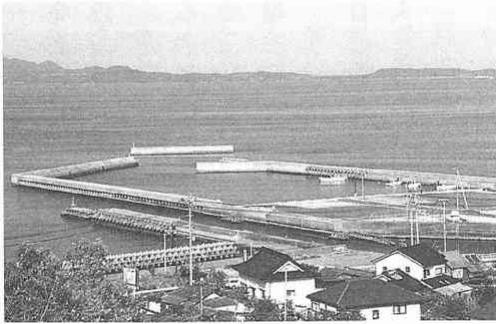
鹿児島県地誌によると明治十五年（一八八二）に中名（約一、三六一アール）前之浜（約五四アール）生見（約三三アール）と塩田の広さが記されている。明治四十四年（一九一）九月三十日をもって製塩禁止となり、同年製塩業廃止となった。当時製塩業戸数は二六六戸、塩田総面積は約二、〇八一アールであった。終戦直後は海岸近くの人は自宅で塩作りをして米などの食料品と物々交換をしていた。遠くは県外へも出かける人もいた。白灰は海中の各種貝殻（特に蠣殻かきがら）を原料としてこれを焼き、製造したものである。加納知事巡村私記の中にもあるように、白灰（石灰）は石灰肥料とした。明治三十年（一八九七）に石灰肥料使用取締規則が公布されてからその使用が減少した。しかしそれでも相当量の石灰が使用され、明治四十四年（一九一）には鹿児島に三

万八、〇〇〇貫（一四万二、五〇〇キログラム）の石灰が出されている。また製造は大正五年（一九一六）ごろは、堀三助・永野長左衛門・坂口仲作・山崎四郎・前畑太郎吉・堀甚之助らが製造していたが、年がたつにつれて少なくなり昭和十年（一九三五）のころまで、貝殻類も減じたため白灰焼は廃業となり窯跡が町内に三カ所あるのみである。

（白灰については第五編文化財に詳記してある）

第二節 漁業協同組合

戦時中の水産業団体法による漁業会が解体されたので、昭和二十四年（一九四九）九月二十四日、山本定治が組合長で正組合員（一九〇名）と準組合員（二八〇名）をもって漁業協同組合を組織した。翌二十五年（一九五〇）に組合長は杉山正次郎に交代した。組合はこの組織を母体として組合の発展強化に努力した。昭和五十四年（一九七九）ごろの役員は理事六名・特別理事一名・監事三名このほかに職員三名を加えて運営していた。船種を示すと次のようである。



生見漁港

一トン未満船(八五隻)一トン—五トン船(二二〇隻)四トン—一〇トン船(四隻)一〇トン船以上(二隻)総数(二二〇隻)で操業を行っていた。これらはほとんど湾内操業の小型漁船で漁獲物は大きな魚類ではないが水揚げ高は年々増加してきている。水揚げされる魚類は次のようなものである。

たこ・いか・きす・さより・かます・あじ・かれい・ひいらぎ・こで・いのこ・ぼら・あめ・このしろ・すず

き・ばい・雑魚や養殖のりなどである。

これらは喜入・中名・瀬々串・鈴・前之浜・生見の各区の漁船の水揚げした漁獲物を出荷囑託者が、鹿児島市の市場に出荷し、毎月の水揚げ高を漁協組合に報告している。船の改修や新造が見られ

て、小規模の組合ではあるが、定期通常総会と臨時総会をもち、漁業の振興策、技術向上の講習会など実施している。

組合設立後五〇年余りが経過しているが、この間に漁船は無動力木造船から動力F R P船(プラスチック船)に変わり、さらに、二〇トンクラスの中型漁船を建造し、湾外一本釣り漁業、延縄漁業^{はえ}への進出。漁船には魚群探知機、GPS(全球測位システム)などを装備する組合員が増えており、漁業の近代化・効率化も図られている。

昭和六十三年(一九八八)ごろから二〇トンクラスの中型漁船の湾外漁業進出により瀬物大形魚の、めだい、きんめだい、むつ、ほた、ちびき、きんめなどが水揚げされるようになり水揚げ高が大きく伸びてきた。

昭和四十二年(一九六七)には新日本石油基地株式会社(旧日本石油株式会社基地)(平成十四年社名変更)が進出し、会社設立に伴い共同漁業権の一部放棄を総会で決議し、同四十四年(一九六九)、新日本石油基地株式会社が操業開始とともに新日本石油基地株式会社と漁船が共用する喜入港(中名)が開港した。以後平成四年(一九九二)喜入港(瀬々串)、平成十三年(二〇〇

一) 生見漁港、平成十四年(二〇〇二) 喜入新港と逐次完成開港している。喜入新港には同年軌道式漁船上架施設を設置した。

また、青のりについては、昭和三十年(一九五五)ごろから本町海岸の遠浅と潮の干満差の好条件を生かして、青のりの養殖がはじまり、年々生産者・生産量とも増えている。

青のりは、風味があり、ミネラル分・食物繊維を含む自然健康食品として県内外に注目されるようになり「喜入特産青のり」として全国に発送し好評を得ている。

現在、瀬々串・中名・生見海岸で養殖されている。

さらに、管理型漁業として平成五年(一九九三)、組合が魚類養殖免許状を取得し、有限会社喜入水産(民間)がカンパチの養殖魚の操業を始める。これによる水揚げ高が多くなり、今では組合総水揚げの七〇パーセント弱を占めるほどになっている。

このように、新しい漁業の操業により組合総体の水揚げ高は大きく伸びてきた。反面、漁場環境の変化あるいは漁具などの発達により近年、魚の資源が減少しており組合では、つくり育てて捕る資源管理型漁業に積極的に

取り組み、毎年、まだい、ひらめの稚魚放流、魚礁設置、藻場造成などを実施し組合員の生活安定と組合の健全経営に努力している。

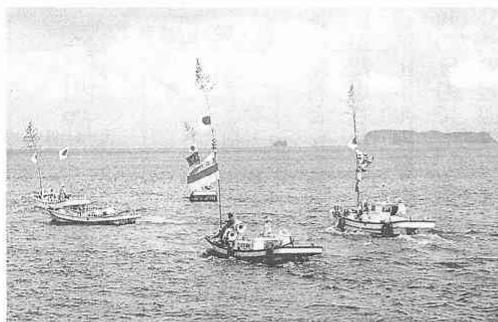
しかし、漁業、漁協経営は年々厳しくなってきたおり組織、事業、運営の見直し、組織の強化、経営改善合理化のために、漁協協同組合合併促進法が平成十年(一九九八)に施行され、鹿児島県内六八漁協を平成二十年(二〇〇八)度に鹿児島県一漁業協同組合に向けた合併作業、協議が行われている。現在の組合の組織は、理事六名、監事二名、職員二名で運営されている。

なお、歴代組合長、組合員数、漁船隻数および漁獲高の推移は次のとおりである。

歴代組合長

初代	昭和二十四年九月	山本 定治
二代	昭和二十五年五月	杉山正次郎
三代	昭和三十三年五月	上久保正次郎
四代	昭和三十五年五月	杉山正次郎
五代	昭和四十一年六月	川原新次郎
六代	平成 元年五月	中釜 昭一
七代	平成 九年五月	坂元 國茂

第三章 水産業



えびす祭り（生見漁港）

漁獲高の推移

平成15年3月現在

年度	金額
	万円
昭和46	3,339
昭和50	6,642
昭和55	10,562
昭和60	9,641
平成2	12,492
平成7	23,603
平成12	36,335
平成13	33,886
平成14	34,607

町漁業協同組合

組合員数および漁船のトン数階層別隻数

平成15年3月現在

区分 年度	組 合 員			漁 船 (隻)					
	計	正 組合員	准 組合員	計	1トン 未満	1～3 トン未満	3～5 トン未満	5～10 トン未満	10～20 トン未満
平成7年	183	92	91	160	74	58	24	2	2
平成8年	173	86	87	151	65	58	23	1	4
平成9年	167	90	77	165	75	62	23	1	4
平成10年	168	89	79	162	72	62	23	1	4
平成11年	162	81	81	160	68	62	25	1	4
平成12年	164	82	82	154	61	67	21	1	4
平成13年	163	80	83	155	58	69	23	1	4
平成14年	157	77	80	144	55	62	21	0	6

町漁業協同組合

第四章 鋳業および商工業

第一節 鋳業の概要

鉄の原料として海岸の砂鉄を採集し、熔鋳や鍛煉には木炭が使用されていた。中名から喜入までの間約一、五〇〇メートルの喜入海岸の砂鉄は、鹿児島湾内の数多い産地のうちでも、屈指のものであった。鹿児島県における砂鉄の起源は古く藩政時代は種子島だけでなく藩内地に製鉄所が設けられ明治・大正・昭和と砂鉄は継続して利用されていた。そのため、昔から砂鉄を利用して、かじ屋が発達し、刀づくりや生活必需品（鎌・斧・釘等）がつくられていたものと思われる。太平洋戦争始めのころは中名付近の海岸で日本鋳業株式会社が採鋳し、精鋳日産五〇〇トンの実績をあげていた。昭和二十一年（一九四六）に、日本鋳業株式会社佐賀関製錬所が企業計画をたてたことがあり、その調書によると、鋳鉄鋳層は幅

二〇メートルから七〇メートル、平均四〇メートル、延長一、六五〇メートル、厚さ一メートルから二・五メートルで粗鋳量三二万トン、含鉄砂鉄量四万トンと推測された。昭和二十五年（一九五〇）に九州砂鉄株式会社が四カ月間に約一、五〇〇トンを、また同二十七年（一九五二）から同二十八年（一九五三）にかけて二、五〇〇トンを生産し、八幡製鉄所に送られている。さらに同二十八年（一九五三）から二十九年（一九五四）に大沢が、約六カ月間精励し、最も良成績のときには日産七〇〇トンにも達している。昭和二十九年（一九五四）に中名・喜入・前之浜の沖合にある海底砂鉄も調査したことがあったが、その資料は判明していない。その後、昭和四十二年（一九六七）から中名海岸を中心として、喜入海岸の方へ新日本石油基地株式会社が埋め立て工事を始め、ここに石油原油の備蓄基地が設置され港ができて世界的基地と変わり、砂鉄の海岸の姿は消えた。

鋳山としては一時採鋳された生見鋳山（帖地）と中名鋳山（中名）がある。生見鋳山は、JR指宿枕崎線生見駅の西南西二・五キロメートル、JA生見支所より県道を西南西へ進み、帖地を通り畠久保への途中の株式会社

九州新城付近にある。主要坑道の高さ、海拔一三〇メートルくらい在所、付近はゆるやかな台地で西方へ向かつて次第に高度を増している（殿ヶ峰と呼ばれている）。小峰にいくつかの鉱脈が通じている。鉱山開発採鉱は明治二十六年ないし二十七年（^{一八九三}_{一八九四}）と言われ、同三十八年（一九〇五）に至るわずか十年くらいの間に六、〇〇〇トン余りの鉱石から一四トンに達する銀が採取されている。特に同三十二年（二八九九）のごときはわが国全体の四・七パーセントを産出して、まれに見る高い品位の鉱石として知られていた。次に生産量を表示して見

生見鉱山（銀・鉱量）		
年 度	銀 量	精鉱量
	グラム	トン
明治27	530,201	不 明
28	1,425,630	不 明
29	2,025,799	675.8
30	1,559,265	693.6
31	2,420,351	673.1
32	2,610,011	986.3
33	1,708,357	843.8
34	724,125	795.0
35	700,849	795.0
36	259,027	360.0
37	不 明	105.0
38	不 明	45.0

よう。

鉱山の母岩をなすものは、角閃安山岩かくせんで変質の著しいものか、石英とともに正長石を多く含む、少量の斜長石もみいだされるが、有色鉱物は明らかでない。昭和十五年（一九四〇）ごろの産金奨励時代に、吉井・祁答院の両氏により再開、採掘されたが詳しいことは明らかでない、準主要鉱山に類したと言われている。明治三十四年（一九〇一）の報告に次のようにある。

本月二十一日付ヲ以テ当山鉱区数及び三十三年分出額等ヲ届出ル御照会ニヨリ、即チ左ノ通り有之候条此段及御回報候也。

明治三十四年二月二十八日

生見鉱山事務所

喜入村 役場御中

記

- 一 鉱 区 数 二
- 一 出 来 高 銀式百貳拾九貫五百目
- 一 価 額 三万九百八拾貳円
- 一 老奴価額 拾参錢五厘

中名鉱山は、JR指宿枕崎線中名駅西方約一キロメートルの位置に在る。明治三十四年（一九〇一）に試掘申

請をして許可された。同三十五年（一九〇二）に試掘を始めた。しかし数年を経ても起業までに至らず、そのままになっていたが、大正七年（一九一八）に再試掘して、良質の鉱脈が発見された。大正十一年（一九二二）に採掘権を得て採掘を始めた。山裾すそに製錬所を設置して、一日四トンの鉱石を処理して一時は盛況を呈したが、まもなく閉山となった。その後、昭和十一年（一九三六）に岩崎産業株式会社により、本格的な採掘が始まり相当の埋蔵量を確認した。そこで索道さくや鉱山道路の布設を行って生産に努め、漸次ぜんじ隆盛になった。当時の生産量は次のようである。

昭和十七年（一九四二）一一、七〇五トン

昭和十八年（一九四三）一、八一—トン（三ヶ月間）

昭和十七年に金鉱整備令が公布されて、同十八年の初めに休山となった。昭和二十七年（一九五二）、再び採掘にかかったが本格的操業に至らず同三十一年（一九五六）について閉山となりその後一時復活の話もあったが、現在閉山のままである。

第二節 商工業の概要

明治十五年（一八八二）ごろの商業戸数は、指宿・鹿児島間の県道（現在二二六号線）沿いの生見から瀬々串まで、ごくわずかなものであった。藩政時代は、山川街道の宿場があつてその宿場近くは、明治・大正の初期ごろまで繁盛していた。昭和三年（一九二八）、山川から指宿そして鹿児島を結ぶ湾内航路の汽船が、喜入・瀬々串には昭和七年（一九三二）ごろから寄らなくなった。

汽船の寄るときは汽笛がなり時刻を知らせる時報のごとく、親しみを感じ、この汽笛がきこえなくなると汽船が見えなくなつて淋さびしくなり、同時に積み荷、下ろし荷もなくなり商品や工業用品は車による運送に変わり、海岸のにぎわいは見られなくなった。

昭和九年（一九三四）に国鉄指宿枕崎線が開通したので、人も物資も直接鹿児島へと変わり、商品購入には鹿児島へ行く者が多くなり、本町の商店はさびれ始めてきたのである。

ふりかえつて明治初期をみると、喜入には藩の奨励や

第四章 鉱業および商工業

喜入村移出貨物表（売出）明治44年

出向先	品目	数量	運搬法	備考
鹿児島市	葉煙草	33,564 匁	和船	
福岡県	仔馬	39頭	陸行	鹿児島市まで
同上	馬	30 疋	同上	同上
知覧村	馬	50 疋	同上	知覧
鹿児島市	粟	32石	和船	1石 (200斤)
同上	種子油	40石	和船	
同上	麦	900石	和船	1石 (250斤)
同上	まゆ	51石	汽船	
同上	薪	10,000 匁	和船	
同上	豚	460頭	荷馬車	
同上	大豆	180石	和船	1石 (230斤)
同上	米	1,300石	和船	1石 (250斤)
指宿・山川村	米	2,200石	駄馬	1石 (250斤)
鹿児島市	鮮魚	18,000 匁	和船	
知覧村	鮮魚	12,000 匁	人馬	
鹿児島市	貝灰	38,000 匁	和船	
指宿・知覧村	茶	1,800 匁	駄馬	
知覧村	塩	3,000石	駄馬	

喜入村移入貨物表（買入）明治44年

仕入先	品目	数量	運搬法	備考
鹿児島市	砂糖	3,280 匁	和船	
同上	肥料	150,000 匁	〃	
同上	昆布	2,720 匁	〃	
同上	絹織物	350反	〃	
同上	綿織物	28,000反	〃	
同上	石油	5,355 罐	〃	
同上	摺付木	10,000箱	〃	
同上	素麵	1,800 匁	〃	
同上	氷	400 匁	汽船	
同上	柱材	2,300 匁	和船	
同上	板材	25,000 匁	〃	
同上	鏝節	300 匁	〃	
同上	鏝節	300 匁	〃	
鹿児島市	陶器類	2,320 匁	和船	
同上	呉座類	350 匁	〃	
同上	下駄類	3,200 匁	〃	
同上	鍋釜類	2,300 匁	〃	
知覧村	木炭	13,000 匁	駄馬	
鹿児島市	小間物類	400 匁	和船	
同上	金物類	1,500 匁	〃	
穎娃村	焼酎	100石	駄馬	
曾於郡	仔馬	80頭	陸行	

※ 1 匁 (メ) は3.75キログラム。1石は約180リットル

指導による工業で独特の工芸品はなく、特産品なども目新しいものはなかった。製塩・白灰焼は第三章水産業の部で述べたとおりである。食料品・調味料の加工業は、味噌・醤油・焼酎醸造業・菜種子の搾取業などで、古くからあったが、特に味噌・醤油はほとんど自家製造であった。焼酎醸造は一般庶民の間で行われていたが、明治になってから許可制になった。明治三十七年（一九〇四）の重要物産調査が行われた。これによると戸数二〇〇戸、年間生産量一四〇石と記されている。この後専売制度がしかれて製造戸数も減ってきた。明治四十四年（一九一〇）のころから大正の初めまでは農漁村なので農家はほとんど自給自足であったため商業はあまり振るわず、商

商工業者戸数調査（兼業を含む）（大正二年）

業種	戸数	業種	戸数	業種	戸数	業種	戸数	業種	戸数
大工	三六	畳刺	一五	裁縫	一	物品商	八一	産婆	三
左官	五	石工	一	皮細工	一	薬種商	一	按摩	六
鍛冶	八	鋳掛	一	理髮	四	売薬行商	一	製糖	一
屋根葺	一〇	煙草刻	三	傘張	三	運送	一五	売薬請売	二
桶屋	一一	紺屋	二	下駄	一	牛乳搾取	一	旅人宿	六
木挽	九	紙漉	一	鞍包	二	医	六		

品としては呉服類・飴・おこし・金物類・麴・薬品・陶器類・荒物・小問物類で、搾油・畳屋・紺屋等の小工業に従事する者もあった。明治四十四年（一九一〇）の喜入村移出貨物（売出した貨物）と移入貨物（買入）の記録と、大正二年（一九一三）の工業戸数と商業戸数を調査した村役場の資料がある。これによると、商業戸数一二二戸、内専業二四戸、工業戸数一一八戸、内専業二三戸である。

左に示す表によってわかるように、いずれも零細なもので、農業その他の仕事との兼業が八〇パーセントを占めている。大正二年（一九一三）の調査を示せば次の表のようである。

ちなみに最近の商工業統計によれば次のとおりである。

商業・工業の商店・事業所

業種	産業分類	商店数・事業所数
商業	一般卸売業	12
	各種商品小売業	1
	織物・衣服・身の回り品	8
	飲食料小売業	69
	自動車・自転車・荷車等	11
	家具・建具小売業	20
	その他の小売業	54
	小計	175
工業	食料	1
	石油	1
	窯業	5
	金属	3
	機械	2
	電気	1
	その他	1
	小計	14
合計		189

商業は平成 9.5 現在、工業は平成 11・12 現在

大正九年（一九二〇）には焼酎醸造業者は三戸に減り、製造高は五八七五斗九升六合（一万五七七キロリットル）となっている。昭和十八年（一九四三）以降、酒造業者は居なくなつた。また鉄工業としては国宝玉置一平の刀があるが他の部門で述べる。喜入にはあちこちに「カナクソ」が出てくる所があるが粗鉄を造る製鉄場があつた所といわれている。次に製材業を見ると、明治・大正年間には木挽こぎの手による大きな手引き鋸のこを用いての製

材がなされていた。大正六年（一九一七）三月、初めて蒸気機関による機械製材工場を山本寅次郎が設置して、従業員八名で操業したが、昭和七年（一九三二）には工場を閉じた。そのほかに前之浜・中名・旧市にも電力使用の工場が建てられたが、木材の需給関係で既に閉鎖し廃業となつている。また、喜入駅前にも製材工場があつたが廃業となり、その跡地には、県営住宅が建設され五〇世帯が入居している。

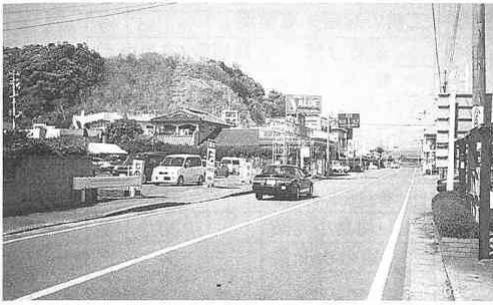
大正七年（一九一八）一月八日、有川秀武ひむぎが紬工場を建て操業を始め、従業員男四人、女九六人を備よして年間製品は三、三九〇反前後の絹紬の生産高で、一時は盛況を呈した。同年十二月に瀬々串に今吉栄吉工場、翌八年（一九一九）一月、中名に今別府イセミツ工場、同年九月、生見に丸岡二之助工場が創設された。大正九年（一九二〇）には、手織機一七一台、織工員一七一名をかぞえるに至つた。これで一時はとても盛況を呈した。昭和時代となつて、世界情勢の変動により活況を見せた工場は、昭和中期には影をひそめ、現在は瀬々串下に一方所だけが残つているのみである。

第三節 商工会と金融機関

一 商工会の前身

喜入村内商工業者で任意団体を組織して、組織の結集による団体の力を強め、商工業者が特別に税金対象の主なものにされていた。そこで税金攻勢に対応する団体力

を結集しなければいけない。まずこれが目的であった。大正十三年（一九二四）に喜入商友会を結成し、同年四月、喜入村長に嘆願書を提出した。



町役場付近の商店街

歎願書

謹ンデ白ス欧州戦乱ノ影響ヲ受ケテ世界的好況ノ渦巻ニ意外ノ好景氣ニ浴シタルハ東ノ間ニシテ、戦乱収マルヤ経済界ハ著シク沈衰シ、殊ニ商工業界ノ惨状、名状スベカラズ。実ニ事業ハ一般ニ縮小セラレ、需要ハ愈々減退シ、從ツテ売上等ハ年々低下スルノミナラス一面諸費用ハ惰性的ニシテ正比例セズ、否寧ロ各種ノ公課其他ノ支払ハ益々増大スルノミ、且ツ加フルニ年々産業組合ハ非常ナル發展ヲ遂ゲ当局ハ益々之レガ幫助指導之力メテ以テ衰レナル商工業家ノ進路ハ遮断セラレ、只向フ所ハ廢類一途ノ外ナシ。又旧時商工業ハ一般ニ比較的利得アレルモノノ如シト雖、人文ノ發達ハ己ニ暴利ヲ許サズ、利純ハ甚ダ低下シテ、金利ニモ及バザルモノ多ク漸ク衣食ヲ維持スルモノハ、好運者トモ謂フベキ状態ニ在リ。乞クハ当局思ヲ茲ニ及ボシ左ノ陳情ニ同情ヲ賜ハリ以テ希望ヲ遂ゲシメラレンコトヲ本會員歎願シテ止マザル所ナリ。

大正十三年四月八日

喜入商友会

會長 何某

副會長 何某

評議員 何某（十名）

喜入村長 二見八竹殿

記

一 戸数割賦課標準査定率 云々。

その後大正十四年（一九二五）、山崎伊太郎、浜崎虎吉が発起人となり任意の商工会を設立し、昭和十三年（一九三八）に商業組合（統制物資の配給引き受け）と改称した。さらに昭和十六年（一九四一）、生活必需品統制組合に改称した。また戦後昭和二十一年（一九四六）、商業協同組合（戦後の統制物資の配給）に改組したが、昭和二十三年（一九四八）、同組合を解消し、本来の任意商工会（事務を町担当係りへ委嘱、税務、金融斡旋を行う）へかえった。

二 現行法に基づく商工会

昭和三十五年（一九六〇）九月、法人商工会を設立した。これこそ国民すべて丸裸となり困難にたえ各自が自重して自分の職務に精励した賜である。交通機関の発達とともに道路の開通と整備がなされ、土木、建築事業が発達し、また日々に商工業が盛んになるなど、産業の伸展はめざましいものとなった。この基は町民の協力一致の賜と思われる。商工会ができて初代会長に山崎武二が就任して会の振興と発展を祈り会員とともに大いに努力

した。当時の組織は会長一、副会長二、理事一三、監事二、の構成で、事務所は町民会館内に置かれて、経営指導員として二名が会務その他の運営に当たり、記帳専任職員として女性二名が担当した。事務内容としてあげる
と相談指導・情報資料の収集と提供・講習会・意見具申と建議公表・行政庁の諮問に応じての答申・委託事務の処理などであった。当時の会員は三四一名で、この中に商工会の後継者ともいうべき中核となる青年部・婦人部が設けられたのである。青年部・婦人部は会の発展と振興を目標として、常に会の手足となって活動している。
また、平成九年（一九九七）ごろまでは、歳末の大売り出し、夏祭りの時には神輿を先頭に出し物など、青年部・婦人部の活動によって町内パレードが行われ、このほかにぎやかな行事の催しがあった。
なお、現行法に基づく商工会の歩みを列挙すると次のようになる。

- ・昭和 四十年十一月 商工貯蓄共済組合発足
- ・昭和四十一年 青年部・婦人部設立。
- ・昭和四十三年 十月 町民会館へ事務所移転。
- ・昭和四十五年 九月 喜入地区通り会結成（街路灯

設置。

・平成 五年 八月 「商工会の組織等に関する法律」が「商工会法」へ名称変更。

更。

・平成 十一年 十月 インターネットホームページ開設。

開設。

・平成 十二年 五月 町商工会創立四〇周年式典。

・平成 十二年 まちづくり委員会（やろ会）

結成。

・平成 十三年 県内八四商工会を一〇ブロックに分割し、広域連携指導体制スタート。

制スタート。

制スタート。

・平成十四年四月現在の役員は、会長一、副会長二、

理事一五、監事二、で構成され事務局は経営指導員

二、補助員一、記帳専任職員一で運営されている。

○地区別・業種別会員数（平十三・三・三十一現在）

地区	会員数
瀬々申	23
中名	45
喜入・一倉	83
前之浜	31
生見	30
計	212
業種	会員数
製造業	7
建設業	39
卸売業	5
小売業	106
サービス業	45
その他	10
計	212

○歴代会長

大正 十四年	浜崎 虎吉
昭和 三年	山崎伊太郎
昭和 四年	増永金之丞
昭和 八年	有村盛之助
昭和 十一年	前菌喜二次
昭和 十五年	山崎 武二
初代 昭和三十五年	山崎 武二
二代 昭和三十八年	石塚 岩八
三代 昭和四十七年	有村 富雄
四代 平成十五年	淵田 攻

任意商工会時の各会長

三 現在の商工会のしごと

商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発達をはかるとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的にして、法律に基づき設立された「特別認可法人」で次の二つの事業を行っている。

① 経営改善普及事業

経営指導、税務・経理指導、金融指導、労務指導、

地域指導、経営革新支援指導、創業指導。

② 地域総合振興事業

豊かな地域づくり、商工業の振興。

四 現在の商工業のすがた

1 商 業

経営規模の小さな個人商店が大多数であるが、近年は町外から大型店の出店が増えてきた。

現在当地区においては、鹿児島市や指宿市へ購買力の流出、経営者の高齢化、後継者の問題等経営環境はきびしい問題を抱えている。

今後は地元に着したソフト事業の展開と新たな商

業・レジャー空間の整備により、便利で楽しく過ごせる商業空間の創造をはかっている。

2 工 業

すばらしい自然と恵まれた立地環境の中で、多くの企業が操業している。今後も雇用拡大と定住化促進のため、広域的に優良企業の誘致を進め、活力あるまちづくりをめざしている。

五 金融機関

1 鹿児島銀行喜入支店

鹿児島銀行喜入支店は、昭和五十五年（一九八〇）三月一日に樋渡吉彦を開設準委員長として、喜入支店開設準備室を開設し、五名の人員で預金取入および指宿支店・谷山支店からの移管作業を行った。業務内容は銀行業。昭和五十五年（一九八〇）六月九日に準備期間を終え喜入支店をオープンした。

現所在地 喜入町喜入七〇一八―四

開設日 昭和五十五年六月九日

職員数 支店長以下一〇名

歴代支店長 樋渡吉彦、中島幸則、立石 豪、有川

貞夫、吉留静弘、矢野和男、森山哲一、塚原正巳、安藤正信、中島良郎。

2 南日本銀行喜入支店

南日本銀行喜入支店は、昭和六十一年（一九八六）十二月八日、現在地に旭相互銀行喜入支店として開設された。初代支店長は中渡瀬健一で、業務内容は銀行業。

平成元年（一九八九）二月、同行の普通銀行転換により現在の南日本銀行喜入支店となる。

現所在地 喜入町喜入七〇一六一

開設日 昭和六十一年十二月八日

職員数 支店長以下八名

歴代支店長 中渡瀬健一、野尻浩、上村輝雄、御牧

忍、田島祐一、赤塚重英、濱田正一。

そのほかの金融機関として、町内六カ所の郵便局、鹿児島県信用漁連山川支店・喜入取次所、いぶすき農協の各支所などがある。

第四節 新日本石油基地株式会社

新日本石油基地株式会社（旧日本石油基地㈱）誘致の

事が町内に知らされた、昭和四十年（一九六五）

ごろ、場所はどこか、漁業者はこれができたら生活はどうなるのか、生活の保証はどうなるのかなどと話が盛んであった。

原油備蓄基地として水深、埋め立て条件その他から喜入海岸が最適地ということ、基地誘致の

賛否論が一時はたかまつたが、賛同の地域民多数のため町長もこれに力を得て誘致することとなつ

た。喜入基地建設目的は、原油備蓄能力の増強と原油輸送の合理化をはかる事である。主として中東諸国から三〇万トンないし五〇万トンのタンカーで輸送された原油をいったん陸揚げして貯え、さらに別のタンカー（三万トン—一五万トン）で、国内の製油所に分配する基地で



新日本石油基地株式会社

ある。普通CTSと呼ばれるが、これはセンター・ターミナル・ステーションの略である。

昭和四十二年（一九六七）十一月に建設工事に着手して、同四十四年（一九六九）九月、九二・一万平方メートルの埋立地に一〇万キロリットル級タンク一二基の完成をもって操業を開始し、第一船として「かいもん丸」が喜入港に入港した。その後入港船の増加とともに、建設工事も順調に進展し、第一期埋立地には、一〇万キロリットル級タンク三〇基が昭和四十七年（一九七二）に完成し、さらに第二期埋立工事、九三万平方メートルも終わり、この埋立地には一六万キロリットル級タンクの設置を進めて昭和五十年（一九七五）に完成した。一〇万キロリットル級タンク（高さ二二・六メートル、直径八一・五メートル）三〇基、一六万キロリットル級タンク（高さ二二・六メートル、直径二〇〇・一メートル）二四基、備蓄能力七二〇万キロリットルとなり、世界最大級の基地となった。本町にこのタンク設立と同時に堅固な良港が開設され喜入港が誕生し、原油中継備蓄基地として超大型タンカー受入港が、昭和四十四年（一九六九）に開港された。この港は開港以来、十年間に入港船舶五、

〇〇〇隻を数え、日本経済を支える一大拠点となっている。同港発展と地域振興を願って昭和四十五年（一九七〇）十月六日に町民挙げて喜入港振興協力が中心となり、盛大な港祭が行われた。昭和五十四年開港十周年を記念して喜入港開港記念碑が、新日本石油基地入り口に建立された。次に碑文を記してみる。



喜入港開港記念碑

〔表〕 日本石油基地 喜入港開港記念碑

〔裏〕 碑文

わが国、エネルギーの安定供給確保と喜入町の繁栄とを祈願して、昭和四十二年（一九六七）十一月、日本石油基地株式会社は、この中名地先の海面を埋め立て世界最大の原油中継備蓄基地の建設に着手した。これに伴い、喜入港は関税法に基き、昭和四十四年（一九六九）八月一日超大型タンカー

受入可能な港として開港された。じ来本港は入港船舶、五千隻を数え、わが国の産業経済を支える一大拠点として、その実績は内外に高く、評価され、今日に至っている。開港十周年に当り本港が今後とも更に発展充実に、地域振興に寄与することを願ひここに記念碑を建立する。

昭和五十四年十月六日

喜入港振興協力会

昭和四十四年（一九六九）、新日本石油基地の操業に伴う喜入港の開港を新しい町の門出と記念し、同時に町の発展と海上の安全を願って昭和四十五年から港まつりが町として行われ町の行事の一つとなった。

四十七年（一九七二）六月に金刀比羅喜入宮も建立され、奉納された豪華なおみこしが出るようになって一段とにぎわうようになった。

なお、港まつりは、昭和六十一年（一九八六）から発展的に解消して「喜入町夏祭り」となり神事、みこしパレード、花火大会、巡視船体験航海など（その年度により内容変更あり）が行われている。

喜入基地は、昭和四十四年（一九六九）創業以来、所期の目的である「原油輸送の効率化」と「貯油機能の集

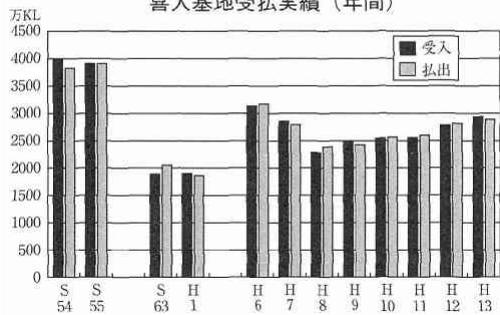
約化」に努め今日まで順調に操業を続けている。

当初の喜入基地の貯油能力は七二〇万キロリットル（二〇万キロリットル級原油タンク三〇基、一六万キロリットル級二四基、計五四基）であったが、平成元年（一九八九）八月と平成六年（一九九四）四月にバンカー重油タンクおよびバラスタタンクを改造（五万キロリットル級三基）して現在では、総貯油能力七三五万キロリットル（原油タンク五七基）の備蓄基地となった。

中東のサウジアラビア、アラブ首長国連邦などからの原油の受け入れ、基地から精油所への払い出しを主な業務としている。

取扱量は、別表のとおりである。昭和五十四年（一九

喜入基地受払実績（年間）



七九)度、約四、〇〇〇万キロリットルをピークに平成元年(一九八九)、約一、九〇〇万キロリットルまで減少し、現在は約二、九〇〇万キロリットルの取り扱いつつなっている。取扱量の変化は、原油需要の増減および親会社の合併などによるところが大きい。

過去、五〇万トン級タンカー中心で行っていた受け入れは、最近では三〇万トン級タンカー主体に変化してきた。これは、中東での多港積みが増えたことによる運航効率を考慮しての変化である。

受け払い隻数については、年間九〇〇隻以上の時期もあったが、ここ数年四〇〇隻から五〇〇隻程度で推移している。

新日本石油グループ以外へのタンク賃貸も行っており、昭和五十七年(一九八二)には、石油公団から国家備蓄原油の預かりがスタートし、平成十四年(二〇〇二)六月現在、約二五〇万キロリットル(原油タンクで一八基分)を預かっている。

平成元年(一九八九)一月には安全操業と業務の効率化のため、コンピュータによる原油受け払い管理システムが完成稼働した。これにより従来よりスピーディーに

管理できるようになった。さらに、平成十五年(二〇〇三)二月には、従来より高度の管理システムが更新されている。

また、大量の原油を取り扱う喜入基地の環境安全面への自主的取り組みは社会的使命であり、昭和五十一年(一九七六)十二月、県、町、基地の三者で災害防止協定、環境保全協定を結び、平成十一年(一九九九)、環境にやさしい事業運営に取り組むための国際規格ISO 14001の認証を取得した。

これを機に、さらに安全操業の継続、環境保全はもとより汚染の予防、省資源、省エネルギー、廃棄物削減に取り組んでいる。

石油業界の厳しい状況の中、平成十三年(二〇〇一)四月には、合理化・効率化の一環として横浜の日石横浜ビルにあった本社を本町へ移転した。この移転により、基地の合理化はもちろんのこと、地元鹿児島県や本町との連携が一層緊密化した。なお、平成十四年(二〇〇二)五月現在の新日本石油基地従業員一四一名の内、約七割近くの九四名が本町在住であり、町の各行事に積極的に参加している。

基地建設により地元採用などで若者が喜入の地で就職できるようになったのはもちろん、これ以外にも町には埋め立てによる固定資産税やタンカーの入港に伴い特別トン譲与税、また、国からは石油貯蔵施設立地対策等交付金なども入ってくるようになり町財政を潤している。

平成十四年（二〇〇二）六月二十七日に「新日本石油基地株式会社」と社名変更し、一層の飛躍に向け新たなスタートを切った。

そのほか、新日本石油基地株式会社と地域社会との友好関係を構築するため「喜入港振興協力会」が結成された。

目的等は次のとおりである。

一、目的 地域社会の繁栄を期し併せて会員相互の親睦を図る。

二、発 会 昭和四十五年七月八日

三、会の構成 会長一名（町長）、副会長一名、理事六名、顧問八名、監事二名、会員合計一五団体。

四、平成十三年度の主な事業をあげると

- 1 入港船の歓迎
- 2 第五回海・港の清掃（平成十三年七月十四日）
- 3 海の記念日（平成十三年七

月二十日）4 喜入町夏まつり（平成十三年八月十九日）。

第五節 港湾関係機関

鹿児島税関支署喜入出張所は、昭和四十四年（一九六九）七月から、鹿児島海上保安部喜入分室は、昭和四十五年（一九七〇）四月から、新日本石油基地株式会社の事務所内にて開庁し、昭和五十二年（一九七七）三月から現在地に新庁舎が完成し移転した。

また、次のような指定港になった。

昭和四十六年十月一日

鹿児島検疫所喜入出張所開設（検疫港指定）

昭和四十六年十二月十三日

鹿児島入国管理事務所喜入港出張所開設（昭和四十四年十月一日出入国港指定）

一 鹿児島海上保安部喜入分室

海上保安庁の役割は、海上保安の維持、海上交通の安全確保、海難救助、海上防災、海の環境保全などの業務

を行っている。

海上保安部喜入分室は、昭和四十五年（一九七〇）四月に設置され鹿児島海上保安部長（喜入港長）の業務実施方針に基づき鹿児島中央部海域の警備、救難港長業務など海上保安業務に対処している。同分室所属の巡視艇「さたかぜ」は、平成四年（一九九二）二月に旧「さたかぜ」に替わって新造され、三〇ノット近い速力で鹿児島湾のみならず種子島・屋久島近海から笠沙沖合まで海難救助等法令取り締まりに従事し、集団密航・覚せい



喜入港湾合同庁舎



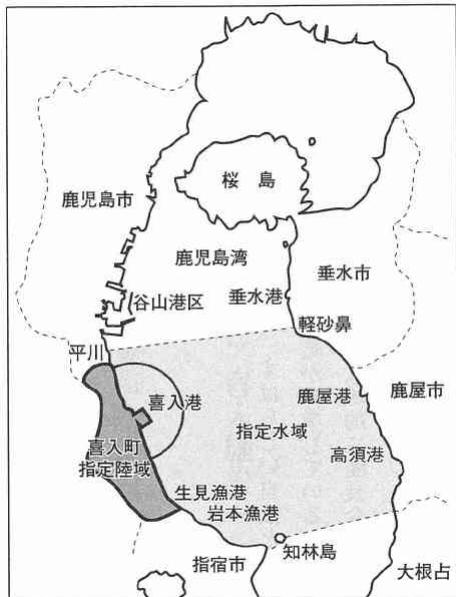
海上保安部喜入分室所属の巡視船「さたかぜ」

剤の不審船などの事件にもかかわらずいる。また、最近では、海洋環境の悪化が懸念されることから青い海を未来に残そうと地元の小学生とともに海岸漂着ゴミをデータ化するなど生活ゴミの多さを実感してもらおう試みも実施している。

当分室の指定水域・指定陸域は別図のとおりである。

二 鹿児島税関支署喜入出張所

昭和五十五年（一九八〇）一月三十日発表による鹿児島



指定水域、指定陸域

主要輸出入品目推移（概況）

喜入港 単位：百万円

年		H 4	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13
輸 出	原 油	0	0	0	0	0	1,551	0	0	1,644
	その他	0	0	23	39	0	6	1,166	2,964	8
輸 入	原 油	366,122	327,390	305,745	318,369	385,879	283,789	305,624	529,988	554,376
	その他	3	38	2	14	20	5	0	0	0

※ 輸出の「その他」は一般機材、電気機器。輸入の「その他」は石油製品である。

島税関支署管内の昭和五十四年（一九七九）一年間の貿易概況によると、輸出七八億四、四〇〇万円、輸入一兆九八七億八、二〇〇万円で輸入額は史上初めて一兆円の大台を記録した。

輸入の大部分を占める日石基地の原油、粗油の輸入は三、九四七万三、〇〇〇キロリットル（前年比一八パーセント増）で、価格は一兆一三八億四、四〇〇万円（同六四パーセント増）となり量、金額とも史上最高を記録した。

平成十三年（二〇〇二）度における鹿児島税関支署喜入出張所管内の貿易概況によると輸出は、石油および同製品が一六億四、四〇〇万円と前年同期に比べ増となったものの一般機械

（船舶修理資材）などが全減となったことから総額で四四・二パーセントの急減となった。輸入は、開港当初から原油および粗油が主体であり、数量で二、九五一万キロリットル、価格で五、五四三億七、六〇〇万円が輸入され総額で四・六パーセントの減となった。これを輸入の全国シェアで見ると二二・一パーセントを占め、長崎税関内の貿易額の約六三・七パーセントを占めている。

品目別輸出入の特色は、輸出は、船舶修理資材の電気機器および一般機械である。輸入は、ほとんど原油であり、中近東原産が八割を占めている。

喜入港の年次別の主要輸出入品目別の貿易概況は上の表のとおりである。

第六節 企業誘致

「町の活気がみんなの笑顔」、すばらしい自然と恵まれた立地環境の中で、多くの企業が操業している。今後も雇用拡大と定住化促進のため、広域的に優良企業の誘致を進め活力あるまちづくりをめざして努力している。

誘致企業は次ページのとおりである。

誘致企業名

	企 業 名	操業開始日	電 話
誘 致 企 業	新日本石油基地(株)	昭和44年9月12日	45-1131
	新日本石油マリンサービス	昭和44年9月12日	45-0171
	(株)河野工業所	昭和48年4月1日	45-1316
	(株)九州新城	昭和48年7月15日	43-1347
	(有)太陽コンクリート	昭和56年4月1日	45-2037
	薩南工業(株)	昭和63年4月15日	45-2767
	(株)測上ミクロ	平成元年3月1日	45-1333
	喜入興産(株)〔喜入カントリー〕	平成元年10月8日	45-2800
	(株)中川製作所	平成6年4月1日	47-1234
	(株)マツオ	平成6年7月4日	45-3261
	(株)協和製作所	平成8年3月1日	45-0180
	(株)錦江陶芸	平成13年9月1日	45-2211
	(有)世紀	平成14年4月15日	27-7030

第五章 観 光

第一節 マリンピア喜入施設

一 喜入八幡温泉保養館・「道の駅」喜入

町の活性化のため平成二年（一九九〇）二月、ふるさと創生事業の一環として八幡川河口、国道沿いの一角に温泉掘削に成功した。湯量は一日二二六トン、温度四一・五度、塩分を含まず、泉質はアルカリ性単純温泉である。

この温泉を中核的施設として総合レジャー施設「喜入町マリンピア喜入施設」（以下「マリンピア施設」という）の建設計画を進め、喜入八幡温泉保養館、喜入町室内温水プール、多目的広場などを年次的に整備した。

喜入八幡温泉保養館は、福祉と健康増進を目的として平成四年（一九九二）十一月オープンし、鉄筋コンクリー



マリンプィア喜入施設

ト二階建てで、一階は浴室（大浴場・うたせ湯・サウナ・水風呂・シャワー・寝風呂）レストラン、売店、事務室、二階は、舞台付一八二畳の大広間、会議室、宴会室、マツサージ室などがある。

毎月二十六日を風呂の日とし、地区ごとに無料開放を行う一方、町内の六十五歳以上の方へ年間二枚、無料優待券を発行している。温泉入浴者は、平成十五年（二〇〇三）一月、一六〇万人を突破した。

マリンプィア施設は、平成六年（一九九四）四月、「道の駅」として鹿児島県第一号に登録され町内外から多数の人が訪れ親しまれている。

二 室内温水プール

平成五年（一九九三）十月オープン（受付・監視などの業務は民間委託）。競技用プール

（二五メートル）ハコーズ、レジャープール、ウォータースライダー（五三メートル）、更衣室、シャワー室などがある。プールの水源は、マリンプィア施設内で二四〇メートル掘削し（二日五〇四トン）、温度は三〇度ある。プール入浴者は平成十四年（二〇〇二）八月、三五万人を突破した。



室内温水プール

三 多目的広場

平成七年（一九九五）八月にオープンし、ゲートボール場八面、グラウンドゴルフ場が二面とれ、各種イベン

トなど幅広く使用できる芝生グラウンドである。
最近の健康志向により各種団体などの申し込みが多い。

マリンピア施設を管理運営していく上での今後の方向として一五五、〇〇〇台の交通量、通行者などを立ち寄らせるために定期的にマリンピア青空市（毎週日曜日、農家が新鮮な野菜・花・枝物などを販売する）、喜入町夏祭り、わいわい祭などの各種イベントを開催することや「道の駅」として「ふれあいがある」「情を感じる」「心があつたかい」と感じる休憩機能、情報機能、地域連帯機能などの充実に努め地域づくりの拠点としてマリンピア喜入の活性化をはかっていたい。

四 喜入音頭

記念碑

マリンピア喜入施設
内の一角に町制施行四



喜入音頭記念碑

〇周年を記念し、平成八年（一九九六）十月、「喜入音頭」の記念碑が建立された。歌詞は公募により大保ふさ子さんの作品を採用、曲は喜入町前之浜出身の作曲家島津伸男さんが作曲したものである。

第二節 喜入の森

平成四年（一九九二）七月から町有林五四・三ヘクタールを町民の健康保養の場として、また地域林業活性化の拠点として諸々の施設の整備を進め、現在活用されている。

杉や檜^{ひのき}、広葉樹林の中に遊歩道二、三八〇メートルがあり管理棟一棟（管理人室、食堂、水洗トイレ、温水シャワー、多目的室）、バンガロー七棟（平屋建て五人用）三棟（二階建て一〇人用）、テントサイト（常設二五張―五人用）、共同炊事場二棟、水洗トイレ二棟、展望棟二棟、休憩棟三棟、林間広場、林間駐車場、健康トリム（アキレストレッチ、ボデイカール、プッシュアップ他）、丸太コンビネーション遊具、多目的広場（ソフトボール可）などが施設としてある。



喜入の森

藩政時代の遺跡も二つある。一つは「オロ」

の跡で放牧の馬を捕らえるための放牧の囲いの土塁がほぼ完全な形で保存されている。

二つめは製鉄炉跡遺跡である。南側の二号遊歩道から入った傾斜面に、江戸時代末期から明治初期とみられる

溶鉱炉の切石の石組みが残されている。周辺には、炭焼きの窯跡や、ブイゴ用水車のための水路跡、金池の跡もあり、谷間には多量の鉄滓が堆積している。

「喜入の森」は四季おりおりの花が咲き、訪れる人の目を楽しませてくれる。桜の木も一、〇〇〇本植えられている。自生の山桜を加えると森全体では、一、一〇〇本を超えている桜の名所である。品種もヤマザクラ・オシマザクラ・カンザクラ・ヤエザクラ・ヨシノザクラと多いので、二月から五月まで花を観られる。入場者も

年一万七、〇〇〇人前後である。

第三節 生見海水浴場

生見海水浴場は、国道二二六号線沿いにあり、毎年七月第二土曜日に海開きが行われる。

白砂青松の遠浅の海岸で、安心して泳げ鹿児島市から車で一時間、指宿市から三〇分の近さと交通の便の良さが相まって、昼は家族連れなどの海水浴客でにぎわい、

(町観光協会調べ)

海水浴場客数

年 度	海水浴場 人	キャンプ場 人	計 人
平成11年	9,489	316	9,805
平成12年	7,570	222	7,792
平成13年	6,059	273	6,332
平成14年	6,395	222	6,617



生見海水浴場

夜は若者たちがさざ波を聞きながらキャンプファイヤーも楽しめるところである。

また、キス釣りやボート遊びなどでもできる場所である。

海水浴場客数は、別表のとおりでレジャーの多様な
により減少傾向にあるが地区活性化のため今後とも開設
していく意向である。

第四節 千貫平せん がん びら

南薩随一の観光地として知られている千貫平は、本町
と穎娃町えいの分水嶺をなす南薩山地の主峰尾巡山おめぐり（五七七
メートル）、吉見山（五二四メートル）を中心とする高
原である。緑の芝生におおわれる山頂は、ツツジ・ヒサ
カキなどの灌木かんが群生する自然の一大公園である。

喜入・指宿の海岸を東方眼下に見おろし、錦江湾の波
白雲を宿す彼方に、大隅の連山悠然と横たわっている。

桜島は、時に噴煙をなびかせて、北方海中に浮き、そ
の奥はるかに高千穂の霊峰を遠望する。西方に穎娃町・
知覧町の平原が横たわり、東シナ海の波、岸に砕けて白
く陸をふちどる。南方には大野岳、呼べば答えるごとく

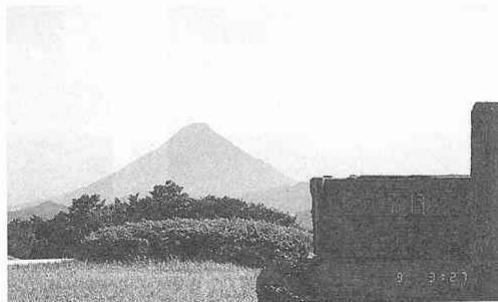
頭をもたげ、開聞の優
美な山容を、白雲の中
に望む。

池田湖がその水面の
一部をのぞかせてい
る。硫黄島竹島が海上
遙かにかすみ、種子島
また雲霞の中に煙る。

春の菜の花の黄色も

よく、ツツジの紅色も
また美しい。秋の紅葉
は清風とともに、俗塵
を払う。

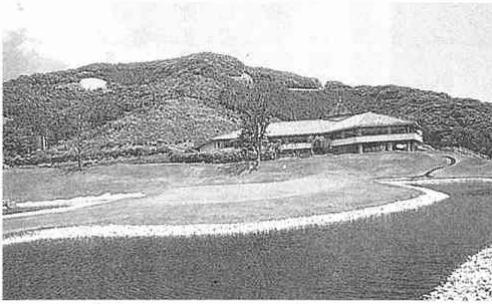
千貫平は、昨日を忘れ、明日を思わせる景勝の地であ
る。鹿児島市から車で二時間・本町役場から十三キロあ
り二〇分の距離で、ドライブに好適の地である。また生
見駅から徒歩で一時間半の行程は、ハイキングの最適地
である。



観光地としての千貫平

第五節 喜入カントリークラブ

町有林の有効利用として喜入カントリークラブ（六、七〇三ヤード、一八ホール、パー七二）は、県内二〇番目のゴルフ場として、平成元年（一九八九）十月八日オープンした。昭和六十二年（一九八七）三月に着工し、鹿児島市の加根又グループを中心とした喜入興産が町有林



喜入カントリークラブ18番ホール

一二〇ヘクタールを借
用して建設した。
鹿児島市や近郊から
一時間以内で行ける場
所があり交通の便がよ
い。山や樹木、岩など
自然を最大限に生かし
た、ベントグラス（芝生）
のワングリーンが大きく
な特徴となっている。
また、全自動乗用ゴル
フカーで楽々プレーで

きる。そのほか、早朝・薄暮セルフプレー、優待プレー料金など趣向を凝らした料金設定で気軽に楽しめるコースとなっている。

このゴルフ場オープンに伴い町は、ゴルフ場利用税交付金、町有林の貸付料と立木貸付料が入るようになり新たな自主財源となっている。

第六節 樋高展望所

皇太子殿下同妃殿下は昭和五十八年（一九八三）七月に指宿市で開催された第二五回自然公園大会のためおい
でになった。



樋高展望所

その時、ここ樋高展望所にお立ち寄りになり、眼下に広がる景観の素晴らしさと沿線に咲く合歓の花に心を寄せられ、「帰京後「薩摩なる喜入の坂を登り来て合歓の花見し夏の日想ふ」の句をお詠みになられたものである。

歌碑の碑文は、本町出身の当時宮内庁侍従次長安楽定信氏が揮毫したものである。

歌碑建立は、皇太子殿下、同妃殿下ご成婚二五周年（昭和五十九年）を記念して、妃殿下御歌集「ともしび」が発刊され、その御歌集に「合歓の花」と題して鹿児島に行啓された時のお歌がしるされていることを知った当時の鎌田知事と釜付町長は、県民にさわやかな印象を残された両殿下の薩摩路への行啓と皇太子妃殿下のお歌を末永く心に留め置こうと本町内に有志を募ったのである。

この歌碑は、昭和六十二年（一九八七）六月建立された。

第七節 イベント、まつり

(一) 喜入町の夏まつり（毎年八月第三日曜日）

於マリンピア施設多目的広場
みこしパレードや芸能ショー、花火大会など。

(二) 喜入わいわいまつり（毎年十一月二十三日）

於マリンピア施設多目的広場

野菜・花の即売会、園芸品評会、農機具展示、芸能ショー、餅つき体験、特産品即売など。

(三) つわぶきマラソン大会（毎年十二月初旬）

於総合運動公園周辺

(四) れんげマラソン大会（毎年三月中旬）

於前之浜地区



夏まつり

